

最近の著作権判例について*

東京地方裁判所民事第47部裁判官 東海林 保

目次

はじめに	2
1. 東京地裁平成15年12月17日判決 「音楽ファイル交換事件」	3
2. 東京地裁平成16年3月11日判決 「2ちゃんねる事件」	6
3. 東京地裁平成16年10月7日決定 「録画ネット事件」	9
4. 東京地裁平成16年6月30日判決 「Webcel事件」	11
5. 東京地裁平成16年3月24日判決 「ネット記事見出し事件」	14
6. 東京地裁平成16年3月30日判決 「ケイコとマナブ事件」	17
7. 東京地裁平成15年11月28日判決・ 東京高裁平成16年3月31日判決 「幼児用頭脳開発ドリル事件」	20
8. 東京地裁平成16年5月31日判決 「XO番男と杏仁女事件」	23
最後に	25
資料	26

はじめに

ただいまご紹介いただきました、東京地方裁判所民事第47部の裁判官の東海林でございます。本日はお忙しい中、多数お集まりいただきまして大変ありがとうございます。これから「最近の著作権判例について」というテーマで、この1年間に登場しました8つの裁

判例について紹介させていただきます。

仕事柄、法廷や弁論準備室で当事者を前にして訴訟進行を計るのには多少慣れておりますが、このような大勢の皆様を前にしてお話する機会はあまりありませんので、大変緊張しております。ということで、講演中お聞き苦しい点が多々あるかと思いますが、これから約2時間、最後までお付き合いのほど、よろしくお願いたします。

なお、これから裁判例を紹介するわけですが、判例紹介という性質上、場合によって若干評論めいたことを申し上げるかと思えます。しかし、それはあくまでも私個人の見解であって、言うまでもありませんが、東京地裁知的財産権部の見解ではございませんので、その点、あらかじめお断り申し上げます。

それではまず、裁判例の紹介に入る前に、東京地裁知的財産権部の最近の状況と、著作権関連事件をめぐる若干の状況について、簡単に説明させていただきます。

皆さんすでにご承知のこととは思いますが、平成15年の民事訴訟法改正によって、特許等に関する訴え、すなわち、特許権、実用新案権、回路配置利用権及びプログラム著作権等に関する訴えについては、東京地裁もしくは大阪地裁の専属管轄ということになりました。

このような状況において、東京地裁に提起される知的財産権訴訟も増加する傾向を示しております。そこで、東京地裁では、今年（2004年）の4月から、知的財産権部を、従前の3か部体制から4か部体制に移行し、知的財産権を担当する裁判官の数も、現時点で19名に増員して、体制の強化が図られております。

*本稿は、2004年11月18日開催の著作権研究会での講演に、講演者が加筆・修正を加えたものである。

それから、言うまでもないことですが、知的財産権部では、著作権関係事件だけではなくて、特許、実用新案、意匠、商標及び不正競争防止法違反事件等も取り扱っております。これらの事件の中で、著作権関係事件の占める割合は、平成13年が27%、平成14年が22%、平成15年が20%となっております。毎年20%以上の高い割合をキープしております。このような数字をみていただいても、知的財産権部における著作権関係事件の重要性が、ご理解いただけるのではないかと思います。

次に、最近の著作権関係事件についての傾向ですが、IT（インフォメーション・テクノロジー）の急激な発達に伴いまして、インターネット関係の事件及びパソコンのソフトウェア絡みの事件が急増しております。本日紹介いたします8つの裁判例のうち、5件がこのようなインターネット関連及びパソコンのソフトウェア関連の事件でございます。

その中でも、インターネットの接続業者あるいはホームページの開設者など侵害行為に必要な装置やサービスの提供者の責任を問題とする訴訟において差止請求の可否などが大きな問題となっております。本日これから紹介する「音楽ファイル交換事件」、「2ちゃんねる事件」及び「録画ネット事件」がまさにそうした種類の事件です。また、最近の訴訟の争い方の傾向としまして、著作権侵害が認められない場合に備えて、いわば予備的請求として一般不法行為の成立を主張する事件が増えているように思います。これから紹介する「ネット記事見出し事件」、「ケイコとマナブ事件」及び「幼児用頭脳開発ドリル事件」などで争点となっております。この点については、著作権侵害が成立しない場合に、果たして一般不法行為というものがあるのか、成立するとしてどのような要件で成立するのか、という点に関し、裁判例も若干ニュアンスの違いを見せているように思われます。

前置きはこのぐらいにいたしまして、さっそくお手元にお配りしておりますレジユメに従いまして、順次、裁判例を紹介させていただきます。

1 東京地裁平成15年12月17日判決 「音楽ファイル交換事件」

【事案の概要】

- 1 原告（JASRAC）は、著作権等管理事業法に基づき著作権等管理事業者登録簿に登録された音楽著作権等管理事業者であり、各著作権者から信託を受けた音楽著作物（本件各管理著作物）を管理すること等を業とする社団法人である。



- 2 被告会社は、ソフトウェアの開発、販売等を目的とする会社であって、カナダ法人と提携することにより、利用者のパソコン間でデータを送受信させるピア・ツー・ピア技術を用いて、カナダ国内に中央サーバを設置し、インターネットを経由して同サーバに接続されている不特定多数の利用者のパソコンに蔵置されている電子ファイルの中から、同じサーバに接続されている他の利用者が、自分の好みの電子ファイルを選択して、無料でダウンロードできるサービス（本件サービス）を、日本向けに提供している会社であり、被告Aは、被告会社の取締役である。
- 3 本件は、本件各管理著作物をMP3形式で複製した電子ファイル（本件電子ファイル）が本件サービスの利用者間で交換されることにより、自己が管理する本件各管理著作物の著作権が侵害されているとして、原告が被告会社に対し、本件電子ファイルを送受信の対象とすることの差止めを求め、同時に、被告会社及び被告Aに対し、損害賠償を求めた事案である。
- 4 後掲の主要な争点のうち、争点1及び2については、平成15年1月29日に中間判決が言い渡されている。
本件は、本件訴訟の終局判決であり、中間判決における判断を前提として、争点3及び4につき判断するものである。

【主要な争点】

- 1 被告会社は本件各管理著作物について原告の有する著作権を侵害しているか。被告会社は著作権侵害行為の主体といえるか。
- 2 被告らは原告に対して損害賠償義務を負うか
- 3 被告会社に対する差止請求の範囲
- 4 原告の被った損害額

【裁判所の判断】

- 1 争点1について（著作権侵害を肯定）
ピア・ツー・ピア方式による電子ファイル交換サービスの提供者が、利用者により同サービスが市販のレコードを複製した音楽電子ファイルの交換に利用されることを予想しながら音楽電子ファイルをパソコンの共有フォルダに蔵置している利用者のパソコンを、サーバに接続させる行為は、自己の営業上の利益を図り、自己の管理の下に、送信者に音楽電子ファイルの自動公衆送信及び送信可能化を行わせるものであり、当該サービスの提供者は、自動公衆送信権及び送信可能化権の侵害の主体に該当すると解するのが相当である。
- 2 争点2について（損害賠償義務を肯定）
本件サービスの提供者である被告会社及び被告Aは、前記の著作権侵害行為が行われることを防止するための適切、有効な措置を講じる義務を怠った過失により、不

法行為による損害賠償責任を負う。なお、本件サービスの提供者はプロバイダ責任法2条4号所定の「発信者」に該当し、同法3条1項によりその責任を制限することができない。

3 争点3について（一定の限度で差止を肯定）

- (1) 原告は、請求の趣旨として、本件サービスにおいて、MP3形式によって複製された電子ファイルを送受信の対象としてはならない旨求めるが、上記請求の趣旨は単に、原告が著作権を有する本件各管理著作物を複製した電子ファイルを送受信の対象とする行為について、その不作為を求めるものであって、法律が一般的、抽象的に禁止している行為そのものについて、その不作為を求めることと何ら変わらない結果となること、上記請求をそのまま認めると、執行手続きにおける差止めの対象になるか否かの実体的な判断を執行機関にゆだねる結果になること等の理由から、相当といえない。
- (2) 差止めの対象とすべき被告会社の行為を特定する方法としては、送信側パソコンから被告サーバに送信されたファイル情報のうち、ファイル名又はフォルダ名のいずれかに本件各管理著作物の「原題名」を表示する文字及び「アーティスト」を表示する文字（漢字、ひらがな、片仮名並びにアルファベットの大字及び小文字等の表記方法を問わない。姓又は名のあるものについては、いずれか一方のみの表記を含む。）の双方が表記されたファイル情報に関連付けて、当該ファイル情報に係るMP3ファイルの送受信行為として特定するのが、最も実効性のある方法といえる。

4 争点4について（損害賠償を一部認容）

- (1) 原告の使用料規程（本件使用料規程）に基づく著作物使用料は、事実上、音楽の著作物の利用の対価額の標準的な基準を示すものであると認められるから、本件サービスにおいても、本件電子ファイルが送信可能化ないし自動公衆送信されたことによって、原告の受けた使用料相当の損害額については、特段の事情のない限り、本件使用料規程の定める額を参酌して算定するのが合理的である。
- (2) 本件使用料規程の第12節は、「デジタル化されたネットワーク環境において、放送及び有線放送以外の公衆送信及びそれに伴う複製により著作物を利用する場合の使用料」の算定について規定する。
- (3) 本件サービスは、その第12節において規定する場合のうち、情報がなく、管理著作物が自動公衆送信された回数を把握できない場合で、かつ広告料等収入がない場合に当たる。
- (4) 本件使用料規程を形式的に適用して、本件サービスにおける使用料を算定すると、その合計は2億7932万8000円となる。
- (5) 本件においては、本件使用料規程を形式的に適用することにより使用料相当損害金を算定することはできず、また、本件の性質上、その他に、原告に生じた損害額を立証するために必要な事実を立証することは極めて困難である。そこで、上記の各事実及び本件サービスに対する使用料相当損害金の算定にあたり、本件使用料規程第12節のうち、送信可能化数を基礎にした算定方法に係る規程（1(3)）を参考にするのは、ダウンロード数を把握していなかった被告会社側の事情によること等の諸事情を総合し、著作権法114条の4により、本件使用料規程に基づき算定した2億7932万8000円の概ね10分の1に相当する3000万円をもって使用料相当損害額と認めるのが相当である。

【結論】

一部認容

【参考】

- * 最高裁昭和63年3月15日第三小法廷判決「クラブ・キャッツアイ事件」民集42巻3号199頁
- * 最高裁平成13年3月20日判決「パブハウスG7事件」民集55巻2号185頁
- * 大阪地裁平成15年2月13日判決「ヒットワン事件」判時1842号120頁

まず最初は、東京地裁平成15年12月17日判決、一応ニックネームとして、「音楽ファイル交換事件」と記載しましたが、「ファイルログ事件」ともいわれています。

皆さんご承知のとおり、この事件につきましては平成15年1月29日に中間判決がすでに言い渡されておりまして、大きな話題を呼びました。本判決は、その中間判決を前提にした終局判決です。

事案の概要

事案はレジユメの【事案の概要】1ないし4記載のとおりです。(社)日本音楽著作権協会（JASRAC）が管理する管理著作物をMP3形式で複製した電子ファイルが本件サービスの利用者間で交換されることにより、自己が管理する本件各管理著作物の著作権が侵害されているとして、原告が被告会社に対し、本件電子ファイルを送受信の対象とすることの差止めを求め、同時に、被告会社及び被告Aに対し、損害賠償を求めた事案です。

主要な争点とその背景

この事件の争点は、レジユメの【主要な争点】記載のとおりですが、そのうち1と2は中間判決ですでに言い渡された部分です。ですから、本日は争点3と4の説明が中心になりますが、争点1と2についても、「2ちゃんねる事件」及び「録画ネット事件」と密接な関係がありますので、ざっと紹介したいと思います。

まず、「ピア・ツー・ピア方式」というものですが、パソコン間でデータを送受信させる技術でありまして、ご存じの方も多いのではないかと思います。また、「MP3」ですが、これは「MPEG1 Audio Layer 3」の略でして、音声のデジタルデータを圧縮する規格の1つです。音楽CD等の音声データをこのMP3に変換すると、音質を損なうことなく、データ量を10分の1程度に圧縮して送信することができるという技術です。

次に、本サービスの具体的な利用方法ですが、これはちょっと複雑ですが、大まかに申し上げますと、まず、利用者が自分のパソコンを被告サーバに接続して、ファイル交換用ソフトウェア（クライアントソフト）をダウンロードし、自分のパソコンにインストールします。そして、ユーザーIDとパスワードを登録し、

送信しようとする電子ファイルを共有フォルダ内に蔵置しますと、共有するフォルダ内の電子ファイルは、自動的に他の利用者のパソコンに送信できる状態になりまして、共有フォルダ内に蔵置した電子ファイルのファイル情報が、被告サーバに送信されます。一方、電子ファイルの受信を希望する利用者は、このクライアントソフトを起動して、被告サーバに接続し、希望する電子ファイルの検索の指示を送信すると、被告サーバから希望になかった電子ファイルのファイル情報が送信されます。それを受信した利用者は、これを取得したファイルを任意に選択して、ピア・ツー・ピア方式を用いて受信する方式になっております。

争点1について

さて、争点1ですが、被告会社は本件管理著作物について、原告の有する著作権を侵害するか、とくに、被告会社は著作権侵害行為の主体といえるのか、という点です。

より具体的に申しますと、市販のレコードを複製した音楽電子ファイルを許諾なく自動公衆送信、又は送信可能化すれば、当然著作権侵害になるわけですが、本件サービスでは、このような行為をしているのはあくまでも個々の利用者であって、被告会社ではありません。被告会社は被告サーバの中に、交換される電子ファイルの電子情報及びファイル情報を蔵置していますが、それを送信または送信可能化しているにすぎず、いわば利用者同士のファイル交換を、自己のサーバ内のファイル情報を送信することによって、仲介しているにすぎない、と言ってもかまわないかもしれません。このような場合にも、被告は著作権法112条による差止めの相手方となるかという問題です。

この点について、裁判所は、レジュメの【裁判所の判断】1記載のとおり判断して、結果的には著作権侵害を肯定しております。これについては、重要なポイントが2点ございます。1つは、送信者のファイルの自動公衆送信、送信可能化行為は、被告の管理、支配の下に行われていたという点。もう1つは、被告会社はこれによって自己の営業の利益を図ったという点です。この2点を認定して、被告会社が侵害行為の主体であると判断したわけです。

争点2について

次に争点2ですが、この点について、裁判所は、レジュメの【裁判所の判断】2に記載のとおり、結果的には被告は損害賠償義務を負う、と判断しております。

理由はここに書いてあるとおりですが、争点1において、裁判所は被告会社が侵害行為の主体であると判断したので、被告会社に作為義務があり、過失があれ

ば損害賠償責任を負うのは当然だということだと思えます。

以上、争点1、2について簡単に説明しましたが、この点に関しましては、後ほど「2ちゃんねる事件」で、詳しく説明したいと思います。

争点3について

それでは、本日の本題であります争点3、4に移りたいと思います。

争点3は、被告会社に対する差止請求の範囲ということです。どういうことかと申しますと、一応侵害行為を行うのは被告会社であるということを前提にして、原告は差止めの対象を、「本件各管理著作物をMP3形式で複製した電子ファイル」というふうに特定しました。

このように抽象的に、電子ファイルを送受信の対象とする差止めが許されるかということが問題になっているわけです。

この点、若干補足しますと、本来、著作権侵害訴訟における差止めの対象というのは、具体的な著作侵害物です。ですから、例えば出版の著作権侵害事件であれば、通常は「別紙物件目録記載の書籍を出版してはならない。」などと表現されます。「別紙物件目録」には、通常、特定の題名の本が記載されたりするわけです。逆に、具体的な著作権の侵害物を特定することなく、法律が一般的、抽象的に禁止している行為そのものを差止めの対象とするということは認められないといわれております。例えば、単に「原告の著作物を複製した書籍を出版してはならない。」とだけ記載しますと、一体どの書籍が原告の著作権を侵害して、複製されたものかというのはわからないわけですから、判決書では差止めの範囲が明確ではなく、結局、民事執行法に従って執行官が差止めようとする場合に、執行機関の判断で現場において、どれがその本かというのを確定しなくてはならなくなってしまいかねないということです。本件で、先ほど申しました、「本件各管理著作物をMP3形式によって複製した電子ファイル」という特定方法も、これと同じことではないかということです。

しかし、本件サービスの場合、次のような特殊性がありました。すなわち、本件サービスにおいて送信可能化されている対象物は、被告サーバに接続している個々の利用者のパソコンの共有フォルダ内の電子ファイルのみですから、利用者のパソコンと被告サーバの接続が解消されると、本件電子ファイルは送信可能化の対象ではなくなります。その結果、判決が確定する段階では、現に送信可能化されている電子ファイルのほとんどすべては送信可能化が終了していることにな

り、現に送信可能化されている具体的な個々の電子ファイルだけを差止めの対象とすると判決の実効性がなくなりかねないという事態が想定されました。そこで、原告は前述のような抽象的な請求の趣旨を立てたようです。

しかし、この点について、裁判所は、まず、レジユメの【裁判所の判断】3(1)記載のとおり判断し、原告の請求の趣旨における前述の特定方法を否定しています。そうなりますと、一体どうやって特定するのかということが次に問題になります。この点に関して、裁判所は、本件サービスの特殊性を考慮して、レジユメの【裁判所の判断】3(2)記載のとおり判断しております。

結局、ファイルに書いてある原題名やアーティスト名で特定するということになります。ただ、ピア・ツー・ピア方式では、このサービスを利用する利用者の側で、ファイルにどういう名前を付けるかは各人の自由ですので、このような特定方法だと、実際の侵害物であるファイルが漏れてしまうことがあるかもしれません。しかし、本件サービスの特殊性を考えると、特定の方法としてはやむを得ない方法ではないかと思えます。

争点4について

次に、争点4に移りたいと思います。争点4というのは、結局損害額をどう算定するか、ということです。ご承知のとおり、著作権法114条に損害額の推定に関する特別の定めがありまして、一般不法行為における逸失利益の算定に関する損害算定の困難さを緩和しています。本件では、原告はこの114条2項（これは改正前ですので、現行法では114条3項になっています）で、使用料相当損害金を請求しています。ただ、通常この種の事件では、例えば書籍であれば、その損害を算定するにあたって、発行部数や販売部数等を特定しますし、インターネット関連の事件であれば、送信者の送信数、あるいはアクセス数、ダウンロード数等を基準に、1回あたりの使用料率等を掛けて計算するというのが一般的かと思いますが、本件ではアクセス数とかダウンロード数を把握できないという事情が背景にあります。このような場合、どうやって損害額を算定するのかというのが、ここでの問題です。

そこで、本件では、何を基準にして使用料相当損害金を算定するか、ということですが、原告は、独自に使用料規程を定めており、この使用料規程に基づいて、損害額を算定すべきだと主張しました。

すなわち、この使用料規程の第12節に次のような規定が置かれています。「ダウンロード形式で、公衆送信及びこれに伴う複製による著作物の利用について、

情報料がなく、広告料の収入がない場合で、利用者がダウンロードの回数の報告ができないときは、同時に送信可能化する曲数10曲までにつき、5000円に消費税を加算した額を月額使用料として定める」。この規定に基づいて使用料相当損害金を判断すべきだということです。これに対し、被告は本件使用料規程について定めている許諾料は、著しく合理性を欠くと争ったわけです。

この点について裁判所は、レジユメの【裁判所の判断】4に記載のとおり、判断しました。ここで、使用料相当損害金を、本件使用料規程を形式的に適用した場合の概ね10分の1に相当するとした理由ですが、この使用料規程では、ダウンロード数が月に90.9回なされることを想定して使用料を算定していますが、本件では、口頭弁論終結時において、本件サービスを利用していた利用者の数は340人足らずであったということ considering、この114条の4（現行では114条の5）を適用したということです。この損害額の算定につきましては、JASRACの使用料規程をそのまま適用すべきか否かを含めて、今後の判例の集積が待たれるところではないかと思えます。

2

東京地裁平成16年3月11日判決 「2ちゃんねる事件」

【事案の概要】

本件は、対談記事が収録された書籍について著作権を共有する漫画家と出版社が、インターネット上の電子掲示板を運営する被告に対し、その電子掲示板に上記対談記事が無断で転載されたのは、原告らの送信可能化権及び自動公衆送信権を侵害するものであるとして、被告に対し対談記事の送信可能化等の差止めと損害賠償を求めた事案である。

1 原告漫画家は、漫画「罪に濡れたふたり」（本件漫画）を著作した。

原告出版社は、本件漫画が連載されている月刊誌や本件漫画の単行本等を出版している。原告出版社は、書籍「ファンブック 罪に濡れたふたり～Kasumi～」(本件書籍)を編集、発行した。本件書籍は、原告漫画家及び本件漫画のファンを主要な読者とする書籍であり、B6変形版200ページの書籍に朗読CDが付属した体裁で、書籍部分は、漫画、小説及び原告漫画家の対談記事（本件各対談記事）などから構成されている。本件各対談記事は、「『罪に濡れたふたり』誕生秘話」と題する対談記事（本件対談記事1）と「A×Eドラマティック対談」と題する対談記事（本件対談記事2）の2本である。本件書籍中、本件対談記事1は18ページ、本件対談記事2は11ページを占めていた。

2 被告は、インターネット上に「2ちゃんねる」と称する電子掲示板（本件電子掲示板）を開設し、運営している。本件電子掲示板は、300種類以上の個別のテーマの電子掲示板によって構成され、各掲示板には、個別の話

題毎に「スレッド」と称する多数の連続した書き込みが存在しており、本件電子掲示板の利用者は各掲示板の各スレッドにおいて発言を書き込んだり、新しくスレッドを作って発言を書き込むことができるようになっている。スレッドの発言数が所定の数に達すると、当該スレッドは、「過去ログ倉庫」と称するコーナーに移されるが、所定の方法で「過去ログ倉庫」にあるスレッドも自由に閲覧可能である。

なお、被告は本件電子掲示板における発言の削除について「削除ガイドライン」を定めて運用しており、同ガイドラインによると、発言の削除を希望する者は、本件電子掲示板にある「削除要請板」ないし「削除依頼板」と称する電子掲示板にあるスレッドに削除要請の旨を書き込むという方法によってのみ発言の削除を求められることができるとされている。

- 3 本件電子掲示板の「みんなうんざりだつて A」と題するスレッド（本件スレッド）上に様々な発言（本件各発言）が書き込まれたが、本件各発言中に記載された文章の中に、本件各対談記事を順番に転記した文章（本件各文書）があり、そこには本件各対談記事がほぼそのまま掲載されていた。

本件各文章を含む本件各発言は直ちに送信可能化され、実際に各発言後に本件スレッドにアクセスした者に対して自動公衆送信されたりしたが、その後、本件スレッドは、「過去ログ倉庫」に移された。

- 4 原告出版社の編集長は、被告に対し、本件各発言の掲載が著作権侵害であると警告し、本件各発言の速やかな削除を要請したが、被告は、「削除依頼板へおねがいします」とのみ記載された電子メールを編集長に返信したのみであった。

【主要な争点】

- 1 本件各発言における本件各対談記事の転載は、著作権法32条の「引用」に当たるか
- 2 原告らは、被告に対して、本件各発言の自動公衆送信又は送信可能化の差止めを請求することができるか
- 3 被告は、本件各対談記事の削除を行わなかったことにより、原告らに対し損害賠償責任を負うか

【裁判所の判断】

- 1 争点1について（「引用」には当たらない）

本件各発言を閲覧した者は、本件各文章を独立した著作物として観賞することができるのであり、本件発言者がその発言の書き込みにおいて本件各対談記事の内容を転記したのは、本件発言者らが創作活動をする上で本件各対談記事を引用して利用しなければならなかったからではなく、本件各対談記事を閲覧させること自体を目的とするものであったと解さざるを得ない。

したがって、本件各発言においては、その表現形式上、本件各対談記事の転載部分が従であるとはいえない（むしろ、本件各対談記事の転載部分が主であるということができる）から、本件発言者がその発言の書き込みの際して本件各対談記事の内容を転記した行為が、著作権法上許された引用に該当するということとはできない。

- 2 争点2について（差止請求権を否定）

- (1) 著作権法112条1項に規定する差止請求の相手方は、現に侵害行為を行う主体となっているか、あるいは侵害行為を主体として行うおそれのある者に限られると解するのが相当である。
- (2) これを本件についてみるに、被告は本件電子掲示板を設置、運営する者であるが、本件電子掲示板は300種類以上の個別のテーマの電子掲示板から構成され、各個別のテーマの電子掲示板の中に多数のスレッドが存在していること、本件電子掲示板は公衆の用に供されている電

気通信回線（インターネット）を介して無料でだれでも利用することができ、発言をしようと思う者は自由にスレッドに書き込みを行うことができるものであること、書き込まれた発言は直ちに機械的に送信可能化され被告は送信可能化前に書き込みの内容をチェックしたり、変更したりすることはできないこと、本件各発言も、利用者たる本件発言者が本件スレッドに書き込んだものが機械的に送信可能化され、自動公衆送信されたものであること等の事情に照らせば、本件各発言について送信可能化を行って本件各発言を自動公衆送信し得る状態にした主体は本件発言者であつて被告が侵害行為を行う主体に該当しないことは明らかである。

- 3 争点3について（損害賠償責任を否定）

- (1) 被告は著作権を侵害した者に該当しないのであるから、著作権侵害を理由とする損害賠償請求は理由がない。
- (2) 電子掲示板開設者等は、基本的には、他人が送信した情報について媒介するという限度で情報の伝達に関与するにすぎない。したがって、電子掲示板開設者等は、他人が行った電子掲示板への情報の書き込み、あるいはウェブページ上における表現行為が、著作権法上、複製権、送信可能化権、公衆送信権の侵害と評価される場合であっても、電子掲示板開設者等自身が当該情報の送信主体となっていると認められるような例外的な場合を除いて、特段の事情がない限り、送信可能化又は自動公衆送信の防止のために必要な措置を講ずべき義務を負うものではない。

【参考】

- （争点1につき）

* 最高裁昭和55年3月28日第三小法廷判決「パロディー事件」民集34巻3号244頁

- （争点2につき）

* 最高裁昭和63年3月15日第三小法廷判決「クラブ・キッツアイ事件」民集42巻3号99頁

* 最高裁平成13年3月20日判決「パブハウスG7事件」民集55巻2号185頁

* 大阪地裁平成15年2月13日判決「ヒットワン事件」判時1842号120頁

次に、東京地裁平成16年3月11日の「2ちゃんねる事件」の説明をいたします。

事案の概要

この事件は、対談記事が収録された書籍について著作権を共有する漫画家と出版社が、インターネット上の電子掲示板を運営する被告に対し、その電子掲示板に上記対談記事が無断で転載されたのは、原告らの送信可能化権及び自動公衆送信権を侵害するものであるとして、被告に対し対談記事の送信可能化等の差止めと損害賠償を求めた事案です。

事案は、【事案の概要】1ないし4記載のとおりです。

争点1について

さて、争点は、【主要な争点】記載のとおりです。まず、争点1ですが、本件各発言における本件各対談記事の転載は、著作権法32条1項の「引用」に当たるかということです。同条同項は、「引用」について、

「公表された著作物は『引用』して利用することができる。」と規定しています。したがって、他人の著作物を複製した場合でも、それが適法な「引用」であれば、著作権侵害にはならないということです。そこで被告は、本件スレッドに書き込まれた、この各対談記事の文章は適法な「引用」に当たるから、原告の著作権を侵害するものではないと主張したわけです。

まず、本判決は「引用」の意味について、次のように述べております。「著作権法32条1項にいう『引用』とは、紹介、参照、論評、その他の目的で自己の著作物中に他人の著作物の原則として一部を採録することをいうところ、上記引用に当たるというためには、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物を明瞭に区別して認識でき、かつ、両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められる場合でなければならない。」

この判断基準は、レジユメの【参考】に掲げております「パロディー事件」最高裁判決が示す「引用」の基準に沿ったものです。通常、前者を明瞭区別性、後者を附従性などと呼んでおります。このような一般論を述べた後、本判決は、【裁判所の判断】1記載のとおり、「引用」には当たらないと判断しております。

この背景には、このスレッドに書き込んだ発言者が、他の利用者の要望に応じて、本件各対談の利用する部分を全部転載したという事情もあったようですが、この判断自体は、先ほど申し上げた「パロディー事件」最高裁判決の判断基準を適用した場合のオーソドックスな結論だと思えます。

争点2について

次は争点2です。この点について原告は次のように主張しています。「被告は、本件電子掲示板の開設者、管理運営者であり、本件電子掲示板の各スレッドに書き込まれた発言を削除することが可能かつ容易な立場にあるとともに、その削除に関する最終責任者である」こと、「本件電子掲示板においては、権利を侵害された者が発言者に関する情報を得ることはできず、本件発言を行った者に対して、責任追及を行うことは不可能に近い」から、被告に対する差止請求を認めるべきであると。しかし、裁判所は、【裁判所の判断】2に記載のとおり、著作権法112条1項に規定する差止請求の相手方は、現に侵害行為を行う主体となっているか、あるいは侵害行為を主体として行うおそれのある者に限られると解するのが相当であるという原則論を掲げて、差止請求を否定しております。

本判決は、差止請求の相手方を侵害行為を行う主体に限る理由について、「著作権について、このような

規定を要するまでもなく、権利侵害を教唆、補助し、あるいはその手段を提供する行為に対して、一般的に差止請求権を行使し得るものと解することは、不法行為を理由とする差止請求が一般的に許されていないことと矛盾するだけでなく、差止請求の相手方が無制限に広がっていくおそれもあり、ひいては、自由な表現活動を脅かす結果を招きかねないものであって、到底、採用できない」と述べています。もっとも、本判決は、「発信者からの削除要請があるにもかかわらず、ことさら電子掲示板の設置者が、この要請を拒絶して書き込みを放置していたような場合には、電子掲示板の設置者自身が著作権侵害の主体と観念され」ることもであると判示し、「主体か否か」の判断に含みを持たせていますが、本判決ではそのような事情はないと判断しています。

これは、先ほど説明しました「音楽ファイル交換事件」における争点1と同様の問題ですが、直接的、物理的侵害行為を行った者、それは利用者ということになるわけですが、被告自身は侵害行為に必要な装置やサービスを提供しているにすぎない場合に、そのようなサービス等の提供者を差止めの対象にすることができるか、という点につきまして、裁判例をざっと見ていきますと、この点について最初に最高裁が判断を示したのは、【参考】に最初に掲げております「クラブ・キャッツアイ事件」です。

この事件はご承知のとおり、カラオケスナックにおける客や従業員による無許諾カラオケ演奏について、カラオケスナックの経営者の責任が問題となった事案ですが、最高裁は、カラオケスナックの経営者には、カラオケの無断演奏について、支配管理性と、営業上の利益帰属があることを理由に、「それらはカラオケスナック業者による演奏と同視できる」として、業者を侵害行為の主体と認めました。先ほど紹介した「音楽ファイル交換事件」も、この「クラブ・キャッツアイ事件」で最高裁が示した判断基準に照らして被告の侵害主体性を認めた、と言ってよいのではないかと思います。

それから、次に掲げました「パブハウスG7事件」ですが、これはリース業者に対する損害賠償事件として、カラオケボックスの業者にカラオケ装置を提供したリース業者についても、カラオケ業者の補助者として責任を負うとして、損害賠償を認めた事件です。

ただ、この事件は、リース業者は補助者であるという前提で判断しているのですが、損害賠償を定めるにあたって、果たしてリース業者は、主体に準ずる者だから損害賠償が認められたのか否かということについては、明確には判断されていないということがいえるかもしれません。

ところが、その後、【参考】の最後に掲載しました「ヒットワン事件」が登場しました。

この事件は、通信カラオケのリース業者が、著作権法112条1項の著作権を侵害する者又は侵害するおそれのある者に当たると認定した事例ですが、大阪地裁はその理由として、「侵害行為の主体たる者でなく、侵害の補助行為を現に行う者であっても、補助者による補助行為の内容・性質、現に行われている著作権侵害行為に対する補助者の管理・支配の程度、補助者の利益と著作権侵害行為との結び付き等を総合して観察したときに、補助者の行為が当該著作権侵害行為に密接な関わりを有し、当該補助者が補助行為を中止する条理上の義務があり、かつ当該補助行為を中止して著作権侵害の事態を除去できるような場合には、当該補助行為を行う者は侵害主体に準じるものと評価できるから、著作権法112条1項の著作権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に当たる」という基準を示して、結局この通信カラオケリース業者の行為を補助行為と認めながら、差止めを認めました。

いま紹介した「ヒットワン事件」と、本件の「2ちゃんねる事件」の判断を比較しますと、非常に興味深いのは、本判決は「ヒットワン事件」が判断した部分に対応するような形で、「現に著作権等の侵害が行われている場合、あるいは行われるおそれの高い場合に、権利を侵害された者において侵害行為を行った主体に対する差止請求を行うことが容易ではない一方で、補助者の行為が著作権等の侵害行為に密接な関わりを有し、かつ補助者が被害の拡大を容易に防止することができる立場にあるような場合には、当該補助行為を行う者は著作権等の侵害主体に準ずる者として、著作権法112条1項に基づく差止請求の相手方になり得ると主張するものと解されないではない。しかしながら、このような主張を採用することができない」として、補助者を侵害主体に準じる者と評価して差止めを認めることを明確に否定している点です。

この2つの裁判例の視点の違いというものは、先ほど申し上げました「クラブ・キャッツアイ事件」の判断基準の適用において、今後大いに議論を呼ぶのではないかと考えております。

争点3について

最後に争点3ですが、この点について裁判所は、【裁判所の判断】3記載のとおり判断しております。そのうち、3(2)の判示は、原告出版社の編集長からの削除要請が行われた後においては、被告は本件各発言を削除すべき条理上の作為義務を負うのであり、被告にはそれを怠った過失があるとの原告の主張に答えたものです。

結果的に侵害行為の主体ではなく、差止請求の対象にならない場合、損害賠償責任はどうなるのかということになるわけですが、本判決は、今申し上げたような作為義務を否定して、損害賠償責任も否定したということです。この判断の背景には、被告がもし編集長からの削除要請に応じて本件各発言を削除した場合、被告の削除行為は、プロバイダ責任法3条2項各号所定の要件を満たさない結果、削除に関する発信者への損害賠償責任が免責されないおそれがあるので、そのような場合に被告に送信可能化又は自動公衆送信を止めるべき信義則上の義務があったということではできないとの認識があったようです。

3 東京地裁平成16年10月7日決定 「録画ネット事件」

【事案の概要】

本件は、放送事業者である債権者（NHK）が、「録画ネット」という名称のサービス（本件サービス）を顧客に提供している債務者に対し、本件サービスは、放送事業者として債権者が有する著作隣接権（放送にかかる音又は映像の複製権）を侵害するものであるとして、債権者の地上波テレビジョン放送にかかる音又は映像の録音又は録画を本件サービスの対象としないことを求めた仮処分の事案である。

- 1 債権者は、放送法によって設立された法人であり、放送事業者として、地上波テレビジョン放送を行っている。
- 2 債務者は、コンピュータ及びそのネットワーク、周辺装置等の設置、保守、点検、メンテナンス業務等を目的とする有限会社であり、本件サービスを顧客に提供している。
- 3 本件サービスの概要
本件サービスは、海外から自由に日本のテレビ番組を観賞するためのサービスである。すなわち、債務者が利用者ごとに1台ずつ販売したテレビチューナー付きのパソコン（テレビパソコン）を、債務者の事務所内にまとめて設置し、テレビアンテナを接続するなどして放送番組を受信可能な状態にするとともに、各利用者がインターネットを通じてテレビパソコンを操作して録画予約し、録画されたファイルを自宅などのパソコンに転送できる環境を提供することにより、海外などにおいて、日本国内のテレビ番組を録画して視聴できるというものである。
- 4 本件サービスのシステムの構成（別紙1参照）
テレビパソコン
テレビアンテナ、ブースター、分配機
ルーター
ホームページサーバー
監視サーバー
- 5 録画の手順
ログイン
ユーザー確認
録画予約
ダウンロード
- 6 事実関係

- (1) 本件サービスにおいては、多くの機器類をネットワーク回線等によって接続した1つのシステムが構成されており、それらはすべて債務者が調達し、設置し、管理している。
- (2) テレビパソコンの所有権は利用者に帰属しているが、利用者が購入できるのは債務者が選定し調達したパソコンのみであって、市販のパソコンを購入し、それを利用して本件サービスに加入することはできないし、それらの設置場所も債務者の事務所に限られている。
- (3) 債務者は、録画予約等のために必要なソフトウェアをインストールするほか、各種のデータを記録し、保守管理を行うなどしている。
- (4) 利用者が、実際の録画の過程で行う操作は、債務者のソフトウェアの操作に従った録画予約の指定のみであり、その後の録画は、債務者のシステムによって自動的になされている。
- (5) 本件サービスにおいては、債務者が開設しているサイトを經由してのみ録画予約が可能となっている。
- (6) 利用者がテレビパソコンの返還を受けることができるのは解約時のみであり、返却時にはハードディスクを初期化する条件になっている。

【主要な争点】

- 1 本件サービスにおける放送番組の複製の主体はだれか
- 2 本件サービスによる放送番組の複製は、「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いた複製」(著作権法30条1項1号)に当たるか

【裁判所の判断】

*争点1について

- (1) 私的複製と認められるためには、使用者自身が複製行為を行うことが要件であるから、第三者が複製を行う場合は、例えば使用者に依頼され、その手足として複製を行う場合であっても、その者が家族、友人など「個人的又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」の者である場合を除き、私的複製とは認められないことになる。例えば、業として録画代行サービスを行うことは複製権を侵害する行為である。
- (2) 著作物の複製の主体を評価、認定するに当たっては、これらを前提として、上記の具体的事実を検討し、本件サービスにおける複製にかかる債務者の管理・支配の程度と利用者の管理・支配の程度などを比較衡量した上で、複製行為の主体を認定すべきである。

本件サービスは、解約時にテレビパソコンのハードウェアの返還を受けられるという点を除き、実質的に、債務者による録画代行サービスと何ら変わりがない。債務者が主張する、テレビパソコンの販売とその保守管理というのは、本件サービスの一部を捉えたものにすぎず、サービスの本質とはいえない。したがって、本件サービスにおける複製は、債務者の強い管理・支配下において行われており、利用者が管理・支配する程度は極めて弱いものである。

以上によれば、本件サービスにおいて、複製の主体は債務者であると評価すべきである。

【結論】

申立て認容

【参考】

- *最高裁昭和63年3月15日第三小法廷判決「クラブ・キャッツアイ事件」民集42巻3号199頁
- *最高裁平成13年3月20日判決「パブハウスG7事件」民集55巻2号185頁
- *大阪地裁平成15年2月13日判決「ヒットワン事件」判時1842号120頁

それでは、3番目の東京地裁平成16年10月7日決定「録画ネット事件」を紹介します。これは判決ではなくて仮処分決定です。新聞やテレビ等で報道されたので、ご存じの方も多いのではないかと思います。

事案の概要

本件は、テレビの地上波放送番組をパソコンに録画させて、海外居住者に利用させるサービスを展開している業者に対して、NHKが差止めの仮処分を求めたという事案で、【事案の概要】1ないし6記載のとおりです。

本件サービスというのはどういう内容かということですが、一言でいうと、海外からでも自由に日本のテレビ番組を鑑賞できるようにするためのサービスということです。

すなわち、債務者が利用者毎に1台ずつ販売した、テレビチューナー付きのパソコンを債務者の事務所にまとめて設置して、テレビアンテナを接続するなどして、放送番組を受信可能な状態にします。各利用者がインターネットを通じて、テレビパソコンを操作して、録画予約し、録画されたファイルを自宅等のパソコンに転送できる環境を提供することにより、海外等において日本国内のテレビ番組を録画して見ることができるといえるものです。

別紙1をご覧ください。要するに、右手のほうにパソコンがパソコンラックに重なって設置されていますが、これは利用者が購入したパソコンでして、これを債務者の事務所に設置しておくわけですが、これにテレビアンテナをくっつけ、なおかつルーター、ハブを通し、死活監視サーバーとホームページサーバーに接続しておくという比較的シンプルなものです。

録画の手順ですが、債務者が用意したソフトを利用してログインして、ユーザー確認さえすれば、あとは録画予約してダウンロードするだけであり、あたかも自宅でテレビ番組を録画するように、簡単に日本国内のテレビ番組を録画することができるというものです。

主要な争点

争点ですが、【主要な争点】記載のとおりです。ここでも先ほどの「音楽ファイル交換事件」や「2ちゃんねる事件」と同じように、果たして放送番組を複製した侵害行為の主体はだれかということが問題になりました。

この点について、債権者は次のように主張しました。「本件サービスの目的は、もっぱら利用者に放送番組をその複製物により視聴させることにあり、放送番組の複製は債務者の管理・支配下で行われており、本件サービスによって、債務者が直接利益を得ている、こ

これらの事実に鑑みれば、(先ほど申し上げましたクラブ・キャッツアイ事件の判断基準に照らして)本件サービスにおける放送番組の複製行為の主体は、債務者と評価すべきである。」

一方、債務者は次のように主張しました。「本件サービスにおいては、利用者が、自己の所有するパソコンを利用して適法な私的複製を行っているにすぎない」のであって、「複製の主体はあくまで利用者である。」「債務者は利用者の複製行為について管理・支配しておらず、複製のサービスによる対価も受領していない。」ここで、対価を受領していないというのは、複製すること自体を目的にしたサービスではないということで、債務者の業務は、あくまでも、預かったパソコンの保守、管理が目的だという意味です。

この点について、裁判所は、まず、本件の具体的な事情について、【事案の概要】6記載のとおり認定し、【裁判所の判断】記載のとおり、本件サービスにおける複製の主体は債務者であると判断しました。すなわち、結局、本件サービスは、解約時にテレビパソコンのハードウェアの返還を受けられるという点を除き、実質的に、債務者による録画代行サービスと何ら変わりがなく、債務者が主張するところの、テレビパソコンの販売とその保守管理というのは、本件サービスの一部を捉えたものにすぎず、サービスの本質とはいえない。したがって、本件サービスにおける複製は、債務者の強い管理・支配下において行われており、利用者が管理・支配する程度は極めて弱いものであるから、両者の管理・支配の程度を比較衡量すれば、結局、本件サービスの複製の主体は債務者であると認定できるとして、仮処分、要するに差止めを認容したということです。

本決定は、基本的に先ほど説明しました「クラブ・キャッツアイ事件」の判断基準を用いて、侵害行為の主体はだれかを判断していると思うのですが、「音楽ファイル交換事件」、「2ちゃんねる事件」あるいは「ヒットワン事件」等と、ちょっと異なる点があると思います。

それは何かと申しますと、利用者の録画、転送行為が著作権法30条1項の適法な私的複製に該当する可能性があるということです。この決定では、当然その点も争われまして、例えば争点2に記載しておりますが、仮に私的複製になるにしても、本件サービスによる放送番組の複製は、「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いた複製」(著作権法30条1項1号)であるから、適法な私的複製ではないんだというような主張がされたわけです。

本決定では、利用者の行為が私的複製に当たるかどうかについて明確に判断していませんが、債務者のサ

ービスを録画代行サービスと認定して、侵害行為の主体は債務者であると判断したため、利用者の複製が30条1項に該当するか否か判断する必要がなかったということでしょう。しかし、本決定は、もし債務者が侵害行為の主体ではない場合で、かつ利用者の複製が私的複製に当たるとすれば、債務者は適法行為の幫助者となるから違法とはならないことを前提としていますので、「ヒットワン事件」の理論を適用すると、そもそも幫助者を「侵害の主体に準じる者」として差止めの相手方にするのは困難だったかもしれません。利用者の行為が適法な私的複製であったとした場合にも管理・支配性と利益帰属性を理由に侵害行為をした業者に責任を問えるのかという点については、これからいろいろ議論が出てくるのではないかと考えております。

4 東京地裁平成16年6月30日判決 「Webcel事件」

【事案の概要】

本件は、コンピュータソフトウェアを製造販売する原告が、同じくコンピュータソフトウェアを製造販売する被告に対し、被告ソフトウェアの画面表示は、原告ソフトウェアの画面表示と同一又はその表現上の特徴を感得できるものであるから、被告ソフトウェアを製造販売する被告の行為は、画面表示について原告が有する著作権を侵害するとして、被告ソフトウェアの使用差止め及び損害賠償を求めた事案である。

1 原告は、コンピュータソフトウェアの開発及び販売等を業とする株式会社であり、「ProLesWeb」というコンピュータソフトウェア(原告ソフトウェア)を製造販売している。

被告は、同じくコンピュータソフトウェアの開発及び販売を業とする株式会社であり、「Webcel」というコンピュータソフトウェア(被告ソフトウェア)を製造販売している。

2 原告ソフトウェアは、マイクロソフト社の「Excel」を用いて作業を行うものであり、「Excel」のシート上で作成したひな型を使用してデータベースのデータの追加、修正、削除を行ったり、データベースのデータを「Excel」のひな型に書き出ししたりすることを可能にするソフトウェアである。被告ソフトウェアも同様の機能を有している。

3 原告ソフトウェアの画面表示は別紙2の上段に記載されたとおりである。この画面は「原告本体画面」である。このほかに、「原告レポート等自動作成画面」「原告ひな型設定画面」「原告一覧表ひな型自動作成画面」などがある(これら画面表示を併せて「原告各画面表示」という。)が、ここでは割愛する。

被告ソフトウェアの画面表示は別紙2の下段に記載されたとおりである。この画面表示は「被告本体画面」であり、原告ソフトウェアと同様に、ほかに、「被告レポート等自動作成画面」「被告ひな型設定画面」「被告一覧表ひな型自動作成画面」などがある(これら画面表示を

併せて「被告各画面表示」という。)

【主要な争点】

被告各画面表示は、原告各画面表示の複製物又は翻案物か

- ア 原告各画面表示の著作物性
- イ 原告各画面表示と被告各画面表示との同一性
- ウ 依拠性
- エ 被告の故意又は過失の有無

【裁判所の判断】

- 争点アについて（原告各画面表示の著作物性を否定）
- (ア) 原告本体画面の上段右側には、帳票などのレポート名及びデータベースのテーブル名がツリー状に表示されるが、ウィンドウ等のコンピュータの画面において、デバイス、フォルダ、ファイル等をその名称によってツリー状に表示することは標準的に行われている表示方法であるから、原告ソフトウェアにおいて作成するレポートやレコードの名称をツリー状に表示することに表現の創作性は認められない。
- (イ) 原告本体画面の上段左側には、データベースのデータを「Excel」のひな型に書き出すためのボタン、「Excel」のひな型をデータベースに読み込むためのボタンなどが表示されているが、頻繁に用いられる機能に独立のボタンを割り当てることは通常行われることであり、アイコンの形状及び配列についても特徴はなく、表現の創作性は認められない。
- (ウ) 原告本体画面の中段には、データベースのデータが表形式で表示され、下段には、中段に表示されたデータの項目に対応するように各項目の属性が表示されるが、複数の項目からなるデータを表形式で表示することは普通に行われることであり、表現上の工夫は認められない。また、各項目の属性を表示する点も、原告ソフトウェアが「Excel」のひな型のセルとデータベースのデータの項目とを対応させてデータの追加、修正、削除、書出しを行うものであることからすれば、これらの機能を実現する上で必要となる情報を表示しているにすぎず、表示する情報の選択、表示方法等もありふれたものといえる。本体画面中段、下段の表示には、表現の創作性は認められない。
- (エ) 原告本体画面の上記アないしウの各表示部分の配置についても、画面の縦横の比率などに由来する制約があって選択の余地は限られており、配置において、創作性があると認めることはできない。また、原告本体画面の全体の外観（色彩及び各表示部分の相互の配置を含む。）も、創作的な特徴を有するとは認められない。
- (オ) 以上のとおり、原告本体画面の上段にレポートがツリー状に表示される部分、中段のテーブルのデータが表示される部分、下段のテーブルのデータのフィールド属性が表示される部分、上段左側のボタンが表示される部分は、いずれも創作的な表現であるとは認められない。

【結論】

原告各画面表示は、いずれも著作物性がないと判断し、その余の点について判断せずに請求を棄却した。

【参考】

- * 東京地裁平成14年9月5日判決「サイボウズオフィス2.0事件」判時1811号127頁
- * 東京地裁平成15年1月28日判決「PIMスケジュール管理ソフト事件」判時1828号121頁

それでは、第4の事件に移りたいと思います。東京地裁平成16年6月30日判決、「Webcel事件」です。

事案の概要

本件は、コンピュータソフトウェアを製造販売する原告が、同じくコンピュータソフトウェアを製造販売する被告に対し、被告ソフトウェアの画面表示は、原告ソフトウェアの画面表示と同一又はその表現上の特徴を感得できるものであるから、被告ソフトウェアを製造販売する被告の行為は、画面表示について原告が有する著作権を侵害するとして、被告ソフトウェアの使用差止め及び損害賠償を求めた事案です。

事案は、【事案の概要】1ないし3記載のとおりです。

別紙2をご覧ください。問題のソフトウェアの画面表示です。薄くて見づらくて恐縮ですが、上段に掲げているのが原告本体画面、下段に掲げているのが被告本体画面です。本件で争われた画面表示はそのほかに、「原告レポート等自動作成画面」、「原告ひな型設定画面」、「原告一覧表ひな型自動作成画面」などありますが、ここでは時間の都合上、「原告本体画面」で説明します。

主要な争点

争点は、【主要な争点】記載のとおりですが、とくに問題になるのが、原告各画面表示の著作物性、それから被告各画面表示との同一性ということです。別紙2にある画面表示を見ていただくと、両社の画面表示は一見して似ているようで、似てないようで、なかなか微妙なところかと思えます。

原告画面表示の説明

一応、ここでは原告画面表示の著作物性を問題にしておりますので、この画面表示の説明をさせていただきますと、この「原告本体画面」というのは、原告ソフトウェアを起動した際に、最初に表示される画面でして、データベースのデータと「Excel」上で作成されたレポートなどとの関連が一覧できるようになっているものです。この本体画面は、上段、中段、下段と3つの領域に分かれております。

上段の右側部分をご覧くださいますと、レポートとかデータベースのテーブルの名称がツリー状に表示されております。「食材品注文書」と書いてあるところです。上段の左側部分ですが、アイコンのようなものがありますが、ソートのボタン、データベースのデータをレポートに書き換えるボタンなどが、それぞれ円柱とか、ここでは色が出ていませんが、青色の「X」のアイコンを用いて表示されています。

そして、下段の部分については、テーブルのデータをどのように「Excel」上に表示するかに関するデータ型とか、セルの位置、フィールドサイズ等のテーブ

ルのフィールドの属性が表示されております。比較的シンプルな画面表示といえるのではないかと思います。原告は、このような画面表示は当然表現上の特徴があり、創作性を有すると主張したわけです。

本判決は、まず、コンピュータのディスプレイ上に表示されるソフトウェアの画面表示の著作物性の判断基準として、次のように判断しております。「著作権法上の保護の対象となる著作物は、思想又は感情が創作的に表現されたものであることが必要であるが、創作的に表現されたというためには、厳密な意味で、独創性を発揮されたものであることが求められるものではなく、制作者の何らかの個性が表現されたものであれば足りるというべきである。」この判示部分は、これは後でも出てきますが、従来多くの裁判例に引用されている判断基準です。

続けて、「この点は、プログラム等を用いて、コンピュータのディスプレイ上に表示された画面が、著作権法上の保護の対象となる著作物といえるか否かを判断するにあたって、何ら変わることはない。しかし、コンピュータのディスプレイ上に表示される画面については、所定の目的を達成するために、機能的で使いやすい作業手順は、相互に似通ったものになり、その選択肢が限られること、ユーザーの利用を容易にするための各画面の構成要素も相互に類似するものとなり、その選択肢が限られること、各画面表示を構成する部品（例えばボタン、プルダウンメニュー、ダイアログ等）も、すでに一般に使用されて、ありふれたものとなっていることが多いこと、とくに既存のアプリケーションソフトウェア等を利用するような場合には、設計上の制約を受けざるを得ないことなどの理由から、画面表示の創作性の有無を判断するに当たっては、これらの諸事情を勘案して、判断する必要がある。」と判示しています。

このような、一般論を前提にして、本件判決は、【裁判所の判断】記載のとおり理由により、原告各画面表示はすべて表現上の創作性はないと判断し、それらの著作物性を否定しました。

コメント

近時、コンピュータソフトウェアに関して、画面表示が類似あるいは模倣であるとして、著作権侵害を理由とする差止めや、損害賠償を請求する事件が増えています。【参考】に掲げました「サイボウズオフィス2.0事件」。それから昨年（2003年）この会で、上田洋幸裁判官が紹介しました「PIMスケジュール管理ソフト事件」も、同様の事件ですが、結論的には、いずれも請求が棄却されています。

本日紹介した本判決も含めて、判断の前提として、

そもそもコンピュータソフトウェアのコンピュータスクリーン上に映し出される画面表示というものは著作物なのかということが問題になるわけですが、基本的な線としては、いずれの裁判例も、一般論として、このような画面表示が著作物として著作権上保護される余地があることは認めています。

しかし、いずれの裁判例によっても、結局、共通の認識としては、ソフトウェアの画面表示が著作権法上保護される範囲は、極めて狭いというふうに認識しているのではないかと思います。ということで、この3つの裁判はいずれも請求を棄却しているわけですが、ただ、請求棄却に至るアプローチの仕方を見ますと、若干異なる点もあろうかと思います。

すなわち、「サイボウズオフィス2.0事件」は、これはビジネスソフトウェアの画面表示が無断で複製、翻案されて著作権侵害を理由とする差止め及び損害賠償が求められた事案ですが、裁判所は請求を棄却するにあたって、次のように述べております。

ビジネスソフトウェアに要求される機能や、利用者の利便性の観点からの制約、過去において企業や学校などで利用されている掲示板、帳簿等の書式の慣行を引き継ぐ必要からくる多様な制約等を考慮すると、「仮に原告ソフトの画面表示を著作物と解することができるとしても、その複製ないし翻案として著作権侵害を認め得る他社の画面表示は、いわゆるデッドコピーないしそれに準ずるようなものに限られる。」、「上記の基準を前提として、原告ソフトと被告ソフトの表示画面について、個々のアプリケーションごとに対比した結果として、被告ソフトにおける表示画面は、原告ソフトにおけるそれらの複製ないし翻案ということとはできない。」と。

昨年（2003年）紹介のあった「PIMスケジュール管理ソフト事件」も同様な判断手法かと思えます。ここで、お気づきかと思いますが、本件とちょっと違うのは、原告の画面表示が著作物性を有するかどうかの判断をとりあえずおきまして、被告画面表示と比較して、デッドコピーではないという点を判断している点かと思えます。

これに対して、本判決は、被告の画面表示と対比することなく、端的に原告の画面表示のみを検討し、その著作物性を否定しています。どうしてそのような違いが出るのかについて、私の勝手な推測を申し上げますと、「サイボウズオフィス2.0事件」とか「PIMスケジュール管理ソフト事件」は、総合評価すると、原告ソフトの画面表示には必ずしも著作物性がないとまではいえないが、創作的要素が認められるとしても画面における部分的な範囲に存在するにとどまることから、その部分を1つひとつ特定するよりも、結局、被



告ソフトは原告ソフトのデッドコピーとはいえないことから、それを判断するほうが早かったのではないかと。逆に、本判決では、先ほども申し上げましたように、そもそも原告ソフトの画面表示は、もともと既製のExcelとか、データベースソフトを画面に表示させて並べたという感じでして、一見して著作物性が無いことが明らかといえそうなので、それを判断すれば足りたと、そういう事情があったのかもしれない。

いずれにしても、この3つの裁判例は、今後コンピュータソフトウェアの画面表示に関する著作権侵害事案について、どのような判断手法を採るのかという点について、大変参考になる事例ではないかと思えます。

5 東京地裁平成16年3月24日判決 「ネット記事見出し事件」

【事案の概要】

本件は、インターネットのウェブサイトに掲載されたニュース記事の見出しの著作物性が争われた事例である。

- 1 原告は、日刊新聞の発行を業とする会社であり、その運営するインターネット上のウェブサイト「Yomiuri On Line」において、原告のニュース記事の本文（YOL記事）とその記事の見出し（YOL見出し）を掲載している。
- 2 被告は、デジタルコンテンツの企画、製作等を業とする会社であり、インターネット上で「ライトピックス」と称するサービス（ライトピックスサービス）を提供し、かつ自己の運営するウェブサイト（被告サイト）においてもライトピックスを表示している。
- 3 ライトピックスとは、訴外A社が開設するウェブサイト「Yahoo! Japan」に存在するニュース記事「Yahoo! ニュース」の見出しが、ウェブページ上に設置されたライン上のスペースに表示されるものであり、そこに表示される見出しは、「Yahoo! ニュース」に掲載されるニュース記事にリンクしており、その見出しをクリックすると別のウィンドウが開き、見出しに対応するニュース記事本文が表示されるというものである。ライトピックスサービスを希望する者は、被告サイトにユーザー登録し、指定された手続きを踏むことによって、被告サイト

からデータをダウンロードし、自己の管理するウェブサイト上にライトピックスを表示させることができる。

- 4 原告は、A社との間でYOL記事のうち主要なニュース記事を有償で使用許諾する契約を締結しており、その結果、被告がライトピックスにおいて利用している「Yahoo! ニュース」の見出しの中には、原告がA社に提供したYOL見出しと同一の語句（一部改変されているものもある）を使用する見出し（被告見出し）が含まれている。

【主要な争点】

- 1 被告サイト上に被告見出しを掲出させる等の被告の行為は、原告がYOL見出しについて有する著作権（複製権及び公衆送信権）を侵害するか（主位的主張）
- 2 被告サイト上に被告見出しを掲出させる等の被告の行為は不法行為を構成するか（予備的主張）

【裁判所の判断】

- 1 争点1について（YOL見出しの著作物性を否定）
YOL見出しは、その性質上、簡潔な表現により、報道の対象となるニュース記事の内容を読者に伝えるために表記されるものであり、表現の選択の幅は広いとはいえないこと、YOL見出しは25文字という字数の制限の中で作成され、多くは20字未満の字数で構成されており、この点からも選択の幅は広いとはいえないこと、YOL見出しは、YOL記事中の言葉をそのまま用いたり、これを短縮した表現やごく短い修飾語を付加したものにすぎないことが認められ、これらの事実を照らすならば、YOL見出しは、YOL記事で記載された事実を抜き出して記述したものと解すべきであり、著作権法10条2項所定の「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道」に該当するものと認められる。

- 2 争点2について（不法行為の成立を否定）
YOL見出しは、原告自身がインターネット上で無償で公開した情報であり、著作権法等によって、原告に排他的な権利が認められない以上、第三者がこれらを利用することは、本来自由であるといえる。不正に自らの利益を図る目的により利用した場合あるいは原告に損害を加える目的により利用した場合など特段の事情のない限り、インターネット上に公開された情報を利用することが違法となることはない。そして、本件全証拠によるも、被告の行為が、このような不正な利益を図ったり、損害を加えたりする目的で行われた行為と評価される特段の事情が存在するとは認められない。

【結論】

請求棄却

【参考】

（争点1につき）

- * 福岡地裁大牟田支部昭和59年9月28日判決「日刊情報事件」無体例集16巻3号705号
- * 東京高裁平成11年9月30日「古文単語語呂合わせ事件」判時1773号127頁
- * 東京高裁平成13年10月30日「交通標語事件」判時1773号127頁

（争点2につき）

- * 東京高裁平成3年12月17日判決「木目化粧紙事件」知的裁判例集23巻3号808頁
- * 東京地裁平成13年5月25日判決「車両データベース事件・中間判決」判時1774号132頁、同平成14年3月28日判決「同・終局判決」判時1793号133頁
- * 東京地裁平成15年1月28日「PIMスケジュール管理ソフト事件」判時1828号121頁

次の事件は、東京地裁平成16年3月24日判決「ネット記事見出し事件」です。

事案の概要

この事件は、インターネットのウェブサイトに掲載されたニュース記事の見出しの著作物性が争われた事件です。なかなか判例にニックネームを付けるのは難しいものがございまして、「ネット記事見出し事件」と言いましたけれども、「ライトピックス事件」、あるいは「読売オンライン事件」と称する方もいらっしゃるかもしれません。

事案は、【事案の概要】1ないし4記載のとおりです。

原告は、この訴訟において主位的請求として著作権侵害、予備的請求として不法行為を主張しています。すなわち、「Yomiuri On Line」の記事見出し（YOL見出し）は著作物であり、ライトピックスを利用してYOL見出しをウェブサイト上に表示させる被告の行為は、原告の著作権を侵害する。仮にそうではないとしても、被告がライトピックスにおいてYOL記事を無断複製した行為は、原告の営業活動の利益を不当に害するから不法行為が成立すると主張したわけです。

主要な争点

争点ですが、YOL見出しというものが著作物といえるかどうかという点です。レジュメに掲げませんでしたので、わかりにくくて大変恐縮ですが、YOL見出しのサンプルを2つほど挙げさせていただきます。1つは、「『喫煙死』1時間に560人」という見出しです。これは、世界保健機関（WHO）の喫煙に関する調査の発表を記事にしたものです。

2番目ですが、「マナー知らず大学教授、マナー本海賊版作り販売」。これは、ある医科大学の基礎医学系教授が出版元や編集者の許可を得ずに、医師のマナー本を作成して、学生に販売した、という事件の見出しです。

原告は、これらの見出しについて、次のように主張しました。「YOL見出しは、経験豊富な記者が、配属された原告の編集局において、記事の内容や記事の素材となった事案を十分に検討し、原告の編集方針に基づき読者に最も伝えたい部分を創作・表現したものであるから、YOL記事と一体的なものとして、著作物性が認められる」とともに、YOL見出しそれ自体で、記事の対象となる事象を理解できるように創意工夫されたものであり、「盛り込む事項の選択、展開の仕方、表現の方法に創作性がある。」

これに対して、被告は次のように主張しております。「YOL見出しは、いずれも一定の客観的事実関係を前

提にして記事に付けられる短いタイトルないし表題」であり、「このような事実のみを記述した20字前後の短文は、正に『事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道』（著作権法10条2項）に該当するものであるから、創作性は認められない。」

この点について裁判所は、結論としては【裁判所の判断】1記載のとおり、YOL見出しの著作物性を否定しております。否定する個別の理由ですが、まず、先ほど例として挙げました「『喫煙死』1時間に560人」の見出しに関して、「YOL見出しの『喫煙死』の部分は、喫煙が原因で死亡した事実や人数を指す表現であり、このような表現は、『過労死』、『事故死』などと同様にありふれたものである。YOL見出しの『1時間に560人』の部分は、YOL記事中の『1時間に560人の人が喫煙が原因で死亡している』と推計されるとの事実を記述したものにすぎない。以上のとおり、上記YOL見出しはありふれた表現であるから、創作性を認めることはできない。」と判示しています。

また、先ほど申し上げました「マナー知らず大学教授、マナー本海賊版作り販売」については、まず、「YOL見出しの『大学教授、マナー本海賊版を作って販売』の部分は、YOL記事中の『大学教授がマナー本の海賊版を作って販売した』という事実を、ごく普通の表現方法で記述したものである。また、YOL見出しの『マナー知らず』の部分は、マナーという語句を、語句の先頭に配置し、『マナー本……』と対句のように用いた表現方法であるが、このような対句的表現は、一般にしばしば行われる方法であって、格別な工夫であると評価することはできない。上記YOL見出しは、全体として、ありふれた表現であるから、創作性を認めることはできない。」と理由付けています。

コメント

この点に関しては、ごく短い文章の著作物性に関する類似の裁判例として【参考】に掲げました事件があります。まず、「日刊情報事件」というのは、この著作権法10条2項に該当するかどうか争われた事件です。

次に、「古文単語語呂合わせ事件」というのがありますが、この事件は、大学受験用に古文単語を暗記するために、原告が執筆した書籍に掲載した古文単語と現代語訳を結合して、一連の意味のある語句や文章にした語呂合わせの著作物性が争われた事件です。結局、高裁では20個の語呂合わせのうち、3つについて著作物性を認めております。

ちょっとわかりにくいかもしれませんが、1例を挙げれば、「朝目覚ましに驚くばかり」というものがあります。簡単な表現なんですけど、この意味するところ

は、古語の「あさまし」と、古語の「目覚まし」の2語について、その共通する現代語訳である「驚くばかり」だというものを一體的に連想させて、容易に記憶ができるようにする目的で、2つの語のいずれにも発音が類似し、かつ、現代語訳と意味のつながる「朝目覚まし」という語句を選択して、これに「驚くばかり」を続けて短い文章にしたものであると認定した上で、「右語呂合わせは、極めて短い文であるが、2つの古語を同時に連想させる語句を選択するという工夫が凝らされている点において、原告の個性的な表現がされているので、著作物性を肯定できる」と判示しています。

それから、「交通標語事件」ですが、これは「ボク安心 ママの膝(ひざ)より チャイルドシート」という五七五調の交通標語の著作物性が問題となった事件ですが、裁判所は、「交通標語には、著作物性そのものが認められない場合が多く、それが認められる場合にも、その同一性ないし類似性の認められる範囲は、一般に狭いものとならざるを得ず、ときには、いわゆるデッドコピーの類の使用を禁止するだけにとどまることも少なくないものというべきである」との一般的基準を示し、原告の交通標語については、創作物性が認められるとすれば、「ボク安心」との表現部分と、「ママの膝よりチャイルドシート」との表現部分を組み合わせた、全体としてのまとまりをもった五七五調の表現のみにおいてであって、それ以外には認められないと判断し、結果的には狭いながらも著作物性を認めた事件です。

このような過去の裁判例と比較した場合の本判決の位置付けはどうでしょうか。本件のYOL見出しについては、ほんの2例しか紹介しませんでした。中には先ほど紹介した「マナー知らず大学教授、マナー本海賊版作り販売」のように、比較的長く、しかも対句的表現を使ったりしているようなものもありますので、その著作物性の判断はなかなか難しいものがあるという気がします。しかし、本件では、結局は、その短文の中身は「事実の伝達にすぎない雑報」もしくは「時事の報道」にすぎないものであるから、語呂合わせや交通標語と比較するとさらに、その著作物性を認めるのは困難ということではないかと思えます。

争点2について

争点2に移ります。争点2は、冒頭にお話ししましたように、著作権侵害が認められない場合に不法行為が成立するかという問題に関するものです。この不法行為の成否ですが、この点、原告は、次のように主張しています。「YOL見出しは多大の労力を要する取材に基づいて作成される記事とともに、記事の内容と記事の対象事象を、最速かつ正確に読者に伝えるという

重要な情報であり、財産的価値を有し、かつ、経済・社会的価値を有するものであるが、原告は上記営業活動の一環として、原告が運営するヨミウリ・オンラインにおいて、YOL記事及びYOL見出しを掲出し、かつ、第三者の広告を掲出して広告料収入を得ている。また、原告は、訴外A社ほかに対し、YOL見出しをそれのみで、あるいは記事本文とともに使用許諾し、許諾料を得ている。このような原告のYOL見出しを使用した営業活動は、法的に保護されるべきものである。」

一方、「被告は、原告に何らの対価も支払わずに、第三者が無償で閲覧可能な被告ホームページの被告タグにおいてYOL見出しを複製して使用」している。そして、【参考】に掲げました「車両データベース事件」を一応引き合いに出し、このような利益状況からすれば、同事件が示した判断基準に照らし、不法行為は認められるべきだと主張したわけです。

この「車両データベース事件」というのは、国内において実在する四輪自動車に関する一定の情報を収録したデータベースを制作販売している原告が、同様のデータベースを制作販売している被告に対し、被告は原告データベースないしその車両データを複製して被告データベースを制作したとして著作権侵害又は不法行為を理由に被告製品の差止めと損害賠償を求めた事案ですが、裁判所は、結論として、原告データベースの著作物性は否定したものの、不法行為の成立を認めました。この裁判例は、著作権侵害が認められない場合に、不法行為が認められるかどうかについて、その成立を認めた数少ない事例の1つです。この事件において、不法行為が成立するかどうかを判断するにあたって、裁判所は、次のように述べております。「民法709条にいう不法行為の成立要件としての権利侵害は、必ずしも厳密な法律上の具体的な権利の侵害であることを要せず、法的保護に値する利益の侵害をもって足りるというべきである。そして、人が費用や労力をかけて情報を収集、整理することで、データベースを作成し、そのデータベースを製造販売することで営業活動を行っている場合において、そのデータベースのデータを複製して作成したデータベースを、その者の販売地域と競合する地域において販売する行為は、公正かつ自由な競争原理によって成り立つ取引社会において、著しく不公正な手段を用いて他人の法的保護に値する営業活動上の利益を侵害するものとして、不法行為を構成する場合がある」と判示した上で、この事案においては、結局原告は12万件以上の車両データを有していて、その開発に5億円以上、維持管理に年間4000万円もの費用をかけていること、それを、全国的に販売していること、一方、被告は、原告のデータの

12万件のうち、じつに10万件のデータを複製して、同じような製品を全国的に販売していること、これらの事実を、先ほどの一般的な要件に当てはめて、結局、不法行為の成立を認めたというわけです。

しかし、本判決では、裁判所は、【裁判所の判断】2記載のとおり、不法行為の成立を否定しました。このような場合に不法行為が成立するの否かという点については、先ほど説明しましたが、「車両データベース事件」以外にも、【参考】に掲げました「木目化粧紙事件」とか、「PIMスケジュール管理ソフト事件」などの裁判例があります。ただ、その判断の基準に関しては、「木目化粧紙事件」は先ほどの「車両データベース事件」と同様に、具体的な要件を明示して、それに該当するか否かという判断手法を示しているのに対して、「PIMスケジュール管理ソフト事件」は本件と同じように、「特段の事情」がない限り、不法行為は成立しないという判断手法を採っています。

一見、判断基準といえますかアプローチの仕方が違うようにも見えるのですが、これは私の全くの推測ですが、判断基準が違うというよりも、方向性は一緒じゃないかと思えます。ただ、「車両データベース事件」は、本件でいう「特段の事情」の部分で、より細かな具体的な要件を掲げて適用したにすぎないのではないかと考えております。

6

東京地裁平成16年3月30日判決
「ケイコとマナブ事件」

【事案の概要】

- 1 原告は、「就職ジャーナル」「とらばーゆ」等の各種情報誌の発行やインターネットによる情報提供サービスを業とする会社であり、平成2年2月、趣味のお稽古事から仕事に役立つ講座まで、様々な分野のスクール情報及び講座情報を編集・収録した月刊誌「ケイコとマナブ」を創刊し、現在では、月刊誌「ケイコとマナブ首都圏版」、「ケイコとマナブ関西版」、「ケイコとマナブ東海版」(これら3誌を総称して「原告各情報誌」という。)等の各スクール情報誌を毎月発行している。
- 2 被告は、図書・新聞一般印刷物の印刷及び販売、広告宣伝業務等を業とする会社であり、平成14年8月、スクール情報・講座情報を掲載した月刊誌「ヴィー・スクール東海版」を創刊し、現在では、それに加えて「ヴィー・スクール首都圏版」及び「ヴィー・スクール関西版」(これら3誌を総称して「被告各情報誌」という。)の各スクール情報誌を発行している。
- 3 原告各情報誌には、白黒印刷で構成され、原告の広告主から出稿されるスクール情報及び講座情報が掲載された広告記事が分類配列されて掲載されているページがあり、この分野別モノクロ情報ページに掲載される通学講座の広告記事は、スクール名、住所、最寄り駅、スクールの特徴を示すアイコン、カプセル等の各要

素及びフリースペースからなり、各要素の配置場所についても定型的に定められている。また、原告各情報誌の通信講座の広告記事は、カプセル、費用、標準期間、講座名、資料請求番号等の各要素からなり、各要素の配置場所も定型的に決められている。

- 4 一方、被告各情報誌の被告の広告主から出稿されるスクール情報及び講座情報が掲載された広告記事が分類配列されて掲載されている部分に掲載される通学講座の広告記事の各要素及びその配置場所については、一部を除いて原告各情報誌のそれとほとんど同一であり(別紙3〔通学のレイアウト比較〕参照)、また、被告各情報誌の通信講座の広告記事の各要素及びその配置場所についても一部を除いてほとんど同一である(別紙4〔通信のレイアウト比較〕参照)。

本件は、被告が被告各情報誌を製作、発行する行為は、原告各情報誌につき原告の有する編集著作権を侵害するとして、原告が、被告に対し、主位的に、著作権に基づき雑誌の製作、発売等の差止め及び損害賠償を求め、予備的に、被告による模倣行為は一般不法行為に該当するとして、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

【主要な争点】

- 1 編集著作物性
 - (1) 原告各情報誌の編集著作物性
 - (2) 原告各情報誌におけるツメ見出し/カプセルによる分類・配列体系の編集著作物性
- 2 被告各情報誌は、原告各情報誌の編集著作権を侵害するか
- 3 一般不法行為の成否(予備的請求)

【裁判所の判断】

- 1 争点1(1)について(原告各情報誌の編集著作物性を肯定)

原告情報誌は、……これらの具体的広告記事の配列に創作性を有するものとして、編集著作物に該当する。
- 2 争点1(2)について(分類体系の編集著作物性を否定)

著作権法12条に規定している編集著作物は、あくまでも具体的な編集物に具現化された編集方法を保護するものであって、具体的な編集対象物を離れた、編集方法それ自体をアイデアとして保護するものではない。原告は、ツメ見出しの項目及びカプセルの項目がそれぞれ編集著作物の素材となり得るものと主張するが、これらの項目は、あくまでも具体的な広告記事を分配配列するための指標にすぎず、これらを関連づけしたものは、抽象的な体系的構成ということはできないにせよ、編集著作物ということとはできない。具体的な編集対象物を離れた体系的構成は、データベースの著作物(著作権法12条の2)として保護されることがあるとしても、編集著作物として保護されることはない。原告の主張は、データベースの著作物と編集著作物を区別しないで論ずるものであって、失当である。
- 3 争点2について(編集著作権侵害を否定)

原告各情報誌と被告各情報誌を比較すると、原告情報誌は、原告が自己の広告主から出稿を受けた広告記事を素材とするものであるのに対して、被告情報誌は、被告が自己の広告主から出稿を受けた広告記事を素材とするものであり、素材を異にするものである。

素材を異にする以上、被告情報誌が原告情報誌の著作権(編集著作物の著作権)を侵害することはない。
- 4 争点3について(不法行為の成立を否定)

一般に、市場における競争は本来自由であるべきこと、自由な言論活動はできる限り保障されるべきことに照らせば、著作権侵害行為に該当しないような情報誌の編集・発行行為については、当該行為がことさらに相手方

に損害を与えることのみを目的となされたような特段の事情が存在しない限り、民法の一般不法行為を構成することもないというべきである。

本件においては、このような特段の事情が存在することは証拠上認められない。

【参考】

(争点1につき)

* 東京地裁平成8年9月27日判決「四谷大塚試験問題集事件」判時1645号134頁

* 東京地裁平成12年3月17日判決「タウンページ事件」判時1714号128頁

(争点3につき)

* 東京高裁平成3年12月17日判決「木目化粧紙事件」知的裁判例集23巻3号808頁

* 東京地裁平成13年5月25日判決「車両データベース事件・中間判決」判時1774号132頁、同平成14年3月28日判決「同・終局判決」判時1793号133頁

* 東京地裁平成15年1月28日「PIMスケジュール管理ソフト事件」判時1828号121頁

第6番目は、東京地裁平成16年3月30日判決「ケイコとマナブ事件」です。本件は、スクール情報誌の編集著作物性及び編集著作権侵害の有無が争われた事案です。

事案の概要

事案は、【事案の概要】1ないし4記載のとおりです。すなわち、趣味のお稽古事から仕事に役立つ講座まで、さまざまな分野のスクール情報及び講座情報を編集・収録した月刊誌「ケイコとマナブ」を毎月発行している原告が、同じスクール情報、講座情報を掲載した月刊誌「ヴィー・スクール」という情報誌を発行している被告に対して、被告各情報誌は原告各情報誌の編集著作権を侵害しているとして、主的に著作権に基づく差止め及び損害賠償を、予備的に、被告による模倣行為は一般不法行為に該当するとして損害賠償を求めた事案です。

別紙3と4をご覧ください。これは【事案の概要】の3と4に記載しております「通学のレイアウト比較」と「通信のレイアウト比較」のサンプルです。これを見ていただければおわかりのとおり、原告各情報誌は、それが編集著作物かどうかはともかくとして、いろんなスクールや講座を開業している業者さんの、いわば広告記事を編集した雑誌のようなものです。

別紙3の左手にあるのが「ケイコとマナブ」、右手にあるのが「ヴィー・スクール」です。よく見ていただきますと、例えばまず冒頭の「スクール名」があります。「ケイコとマナブ」では、「かもめ話し方スクール」と書いてあります。その他、「住所」、「最寄り駅」、「スクール便利ポイント」、「カプセル」(「カプセル」というのは、「ケイコとマナブ」の誌面の右手の一番上に、「アナウンサー」と白黒反転して

書いてある箱書きがありますが、これがカプセルというものです)という分類項目があります。一方の「ヴィー・スクール」も、同じような位置に、同じようなレイアウトでそれぞれ、分類項目が配置されています。例えば、カプセルとしては「ヴォーカル」という箱書きのものがああります。一見すると、両者の画面の構成は非常に似ているという印象を受けるのではないかと思います。

主要な争点

争点は、【主要な争点】記載のとおり、原告各情報誌の編集著作物性、それから編集著作物性が認められたときに、被告各情報誌が編集著作権を侵害するといえるかどうか、ということなのですが、とくに本件で興味深いのは、【主要な争点】1の2にある、原告各情報誌におけるツメ見出し/カプセルによる分類・配列体系の編集著作物性ではないかと思えます。

争点(1)について

まず、そもそも原告各情報誌において、毎月発行されている具体的な情報誌に編集著作物性があるかというのが、争点1の1です。これは現に存在する原告各情報誌の編集著作物性ということですが、この点について、裁判所は、【裁判所の判断】1記載のとおり、細かいことは申し上げませんが、具体的広告記事の素材の選択と配列に創作性がある、要するに、素材としての広告の選択、そして、この誌面の形とか、誌面の並び順序に創作性があるということで、編集著作物性を認めております。編集著作物の創作性については、例えば、【参考】に掲げました「四谷大塚試験問題集事件」で判示されたように、「編集著作物における創作性とは、従前見られないような選択又は配列の方法を採るといった高度の創作性を意味するものではなく、素材の選択又は配列に何らかの形で人間の創作活動の成果が顕れていることをもって足りる」といわれるのが一般だと思います。そのような観点からすれば、原告各情報誌は、先ほど見ていただいた別紙の3と4に似たような広告が何ページにもわたって、たくさん配列されているわけですから、素材の選択又は配列に創作性があると判断されることに、あまり異論はないと思えます。具体的な判断については、職業別電話帳である「タウンページ」の編集著作物性が認められた【参考】記載の「タウンページ事件」が参考になります。

争点(2)について

問題は、争点1の2のほうです。これは、いわば分類体系自体に編集著作物性があるかという問題です。

ここでいくつかわかりにくい点があるかと思えますので、少し説明しますと、まず、「ツメ見出し」とはどのようなものかといいますと、原告各情報誌の分野別モノクロ情報ページの部分において、誌面の前小口の端から約5センチメートル内の領域に当該ページに掲載されるスクール情報とか、講座情報の名称を端的に示した文言のことです。

それから、「カプセル」というのは、先ほどサンプルを見ていただきましたが、各広告記事の冒頭部分にある講座情報の分類指標を示す類型的な文言が長方形型の形態の枠の中に記載されたものです。この「ツメ見出し」とか「カプセル」というものは、分野別モノクロ情報ページにおける広告記事の分類、配列の基準を示し、読者による各スクール情報及び講座情報の比較検討や情報検索を容易にするための手段として、原告各情報誌の創刊時から記載されていました。原告各情報誌の編集担当者は、原告各情報誌の創刊時から必要に応じてツメ見出し及びカプセルの内容やこれらの体系に変更を加え、ツメ見出しやカプセル体系に従った広告記事の分類・配列を行っていたということです。

別紙5をご覧ください。これは冒頭の1枚のみをサンプルとして取り出したものですが、この「カプセル体系」という分類項目が何十枚にもわたって記載されています。まず、はじめに「ツメ分類」というのがあって、英会話とあり、次に、「大分類」として英会話・英語とあり、さらに、「小分類（カプセル）」として英会話、発音、ヒアリング、以下こういうふうな形で、階層構造になっているというものです。この、階層構造を原告の編集局が編み出しまして、これに基づいて毎月発行される原告各情報誌を編集、発行しているというわけです。

このようなことから、原告は「ツメ見出し」及び「カプセル」のいわば分類体系自体に編集著作物性があるとして、「具体的な広告記事を離れて、抽象的な編集体系自体を編集著作物として捉えることができる」と主張しまして、原告各情報誌の分野別モノクロ情報ページ部分について、抽象的な「学ぶ内容」、あるいは大分類項目である「ツメ見出し」とか、小分類項目である「カプセル」を素材として捉えて、これらに関連付けることにより構築した分類体系自体を編集著作物ということができると主張したわけです。

しかし、裁判所は、【裁判所の判断】2記載のとおり、結果的に抽象的な分類体系自体の編集著作物性を否定しております。編集著作物において、具体的な編集物から離れた編集方法、あるいは抽象的な体系的構成は、ただのアイデアであって表現ではないということだと思えます。

コメント

このような抽象的な分類体系が果たして編集著作物性を有するか。これは非常に難しい問題かと思えます。レジュメには記載しませんでしたでしたが、本件に似た事件に、東京高裁平成12年11月30日判決「アサバン職業別電話帳事件」というのがあります。この事件については最高裁のホームページをご覧ください。同事件は、東京23区を近隣のグループ別にグループ化して、6分冊化した職業別電話帳の編集著作物性が問題となった事件です。

事情として、訴え当時、6分冊のうち2分冊については、それまでの4分冊と同じ一定の編集方針をもって作成されたものの、まだ未完成の職業別電話帳でした。東京高裁は、その編集著作物性を否定するにあたって、次のように判断しております。「著作権法によって保護されるのは、創作性そのものではなく、表現したもの、すなわち現実になされた具体的表現を通じて示された限りにおいての創作性であり、その意味では著作権法によって保護されるのは、現実になされた具体的な表現のみである。」「著作権法によって保護されるのが、表現したもの、すなわち現実になされた具体的な表明のみであることからすれば、思想又は感情自体に保護が及ぶことがあり得ないのはもちろん、思想又は感情を創作的に表現するにあたって採用された手法や表現を見出す本（もと）になったアイデア（着想）も、それ自体としては保護の対象となり得ないものというべきである。そして、この理は編集著作物にあっても同様である。」「著作権法は編集著作物について、『編集物（データベースに該当するものを除く。以下同じ）でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する』と規定しているものの、編集物もまた、著作物の一種にほかならず、そこでは、著作物性の根拠となる創作性の所在が素材の選択又は配列に求められているというだけで、前述した著作物の意義に鑑みれば、たとい素材の選択又は配列に関する『思想又は感情』あるいはその表現手法ないしアイデアに創作性があったとしても、それが『思想又は感情』あるいはその表現手法ないしアイデアの範囲にとどまる限りは、著作権法の保護を受けるものではなく、素材の選択又は配列が現実のものとして具体的に表現されてはじめて、表現された限りにおいて、著作権法の保護の対象となるものと解すべきである」と判示しております。

要するに本判決における判断も、この「アサバン職業別電話帳事件」における判断と同じ視点に立っているのではないかと思います。すなわち、具体的に表現されたものではない、抽象的な分類体系というものは単なるアイデアであって、そのような抽象的な体系的

構成自体はデータベースの著作物については保護されることはあっても、編集著作物として保護されることはないということではないかと思えます。

争点2について

争点2は、争点1(1)において、原告各情報誌は、具体的な広告記事の配列に創作性を有すると判断したことに対応しています。裁判所は、【裁判所の判断】3記載のとおり、そうだとすると、原告各情報誌の広告記事と被告各情報誌の広告記事とを比較するとそもそも素材が異なるのであるから、著作権侵害はないと判断しています。この判断にはあまり異論はないと思えます。

争点3について

争点3ですが、この点については、【裁判所の判断】4記載のとおり、先ほどの「ネット見出し事件」と同様に、裁判所は「特段の事情」という論理構成を使って、不法行為の成立を否定しています。

東京地裁平成15年11月28日判決・
東京高裁平成16年3月31日判決

7

「幼児用頭脳開発ドリル事件」

【事案の概要】

本件は、幼児用頭脳開発ドリルのシリーズについて、旧シリーズの企画、制作、編集を被告と共同で行った原告らが、その後、被告が独自に新たなドリルシリーズを企画、制作して出版したことに對して、そのドリルシリーズについて共有著作権を有することの確認、著作権侵害を理由とする発行等の差止及び損害賠償並びに一般不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

- 原告会社（控訴会社）は本件の企画及び出版等を業とする株式会社であり、原告（控訴人）Aはイラストレーターである。被告（被控訴人）は、出版社である。
 - 原告会社代表者、原告A、被告担当者は、著名な多湖輝氏等とともに、昭和56年ころ、「多湖輝の頭脳開発シリーズ」という各書籍（当初シリーズ）を企画、制作、編集した。被告は、原告らとの間で出版契約を締結し、当初シリーズを出版した。この「頭脳開発シリーズ」は、年齢別の幼児教育用ドリルであり、16のシリーズから構成されている。
 - その後、被告会社は、平成6年から8年にかけて、同じく「多湖輝の頭脳開発シリーズ」という各書籍（新シリーズ）を出版した。この際、被告会社は、原告会社との間で新シリーズについても出版契約を締結した。
 - さらに、被告会社は、「多湖輝の新頭脳開発シリーズ」という各書籍（本件シリーズ）を出版した。その際、被告は原告らとの間で、本件シリーズのうち「ひらがな」と「かず」については出版契約書を取り交わしたが、本件シリーズのうち平成13年以降に出版した「かんじ」「とけい」「めいろ」「きりえ」（本件各書籍）については、出版契約を取り交わさなかった。
- 原告らは、本件各書籍の制作自体には関与していない。
5 原告らは、当初シリーズ及び新シリーズの制作に際し、

次のような具体的なノウハウ（本件ノウハウ）を案出したと主張した。

単独の年齢別としたこと

「かず」「ひらがな」「めいろ」等、分野別としたこと

1枚ずつ外して使えるものとしたこと

幼児の学習意欲を高めるために「おけいこシール」「おべんきょうシール」等のシールを利用したこと

描いたものを消すことができ、繰り返し練習することができるボードをつけたこと

- 新シリーズと本件シリーズを比較すると、そのテーマ、素材や作り方は類似しているものが数多くあり、例えば、新シリーズの「新きりえこうさく」と本件シリーズの「きりえ」には、それぞれ同じテーマの「しんかんせん」というドリルがあるが、いずれも、大きな窓のある新幹線とそれらの窓から複数の動物が顔をのぞかしている絵が描かれているもので、各パーツを切り取り、切った部分を張り合わせて一編成の列車を作るというドリルである。

【主要な争点】

- 原告らは、本件シリーズの本件各書籍について共有著作権を有するか。
(1)共同著作に基づく共有著作権の有無
(2)合意に基づく共有著作権の有無
- 本件各書籍は、それに対応する新シリーズの各書籍を翻案したものか
- 被告が本件各書籍を出版したことが、不法行為を構成するか

【東京地裁の判断】

- 争点1(1)について（原告らの共有著作権を否定）
原告らは、いずれも本件各書籍の創作には関与していないことを自認している。したがって、原告らが、本件各書籍の著作者であるということはできず、原始的に原告らが本件各書籍の著作権を取得することはあり得ない。
原告らが主張する本件ノウハウは、著作権法2条1項1号にいう「思想又は感情を創作的に表現したもの」ということはできず、著作権法において保護されるものではない。
- 争点1(2)について（合意に基づく共有著作権を否定）
原告らは、被告との間で、本件シリーズの著作権は原告らに帰属する旨の合意をしたと主張するが、全証拠を精査しても、上記合意の成立を認めるに足りる証拠はない。なお、著作権は、著作者が著作物を創作した時点で直ちに著作者に生じる権利であるから、いまだ著作物が創作されておらず、著作物の内容が具体化される前に、あらかじめ合意によって、著作権の原始的帰属を決定することはできない。

3 争点2について（翻案を否定）

(1)本件各書籍のうち、「きりえ」について

本件各書籍の「きりえ」と新シリーズの「新きりえこうさく」の構成が類似しているとしても、各年齢ごとにどのようなはさみの使い方を訓練させるかという点は、このような幼児教育用教材に関する思想又はアイデアにすぎず、表現には当たらない。

新シリーズの「新きりえこうさく」における発想や作り方はアイデアであって、表現それ自体ではない。また、原告らの指摘する箇所ほとんどは、対象とする絵の素材が異なるため具体的表現も全く異なっており、絵の素材が同一のものについても、素材は表現それ自体とはいえず、またその具体的表現は異なっている。さらに、名称や文書の類似をいう点については、同じことがらを説

明するためのありふれた短い表現であって、表現上の創作性がない。色彩や配置も異なっている。

以上によれば、本件各書籍に接する者がこれに対応する新シリーズの各書籍の表現上の本質的な特徴を感じ得ることはできない。

(2) また、原告らが主張する本件ノウハウは、本件シリーズを制作するにあたって利用されたアイデアであって、表現それ自体ではないから、この点が類似していても翻案には当たらない。

4 争点3について（不法行為の成立を否定）

被告が本件各書籍を出版した行為は、著作権侵害に該当せず、契約上の原告らの許諾が必要であるとはいえないのであるから、被告が本件各書籍を許諾なく出版した行為にはそもそも不法行為を基礎づける違法性が存在しない。

仮に著作権侵害にも契約違反にも該当しない場合に、なお民法上の不法行為が成立する事例があり得るとしても、本件において原告らの主張する「企画、ノウハウ、プログラム、構成及び信用等の総体」なる概念は、極めてあいまいなものである上、原告らの主張するノウハウ等は、当初シリーズに特有のものではなく、その出版前から被告発行の他の書籍や他社発行の書籍にも使用されていたものであるから、民法上も保護に値する法律上の利益として原告らに帰属するものとはいえない。

【東京高裁の判断】

1 争点1(1)について（地裁と同じ）

2 争点1(2)について

著作権の原始的な帰属主体は、著作者である（著作権法17条）から、客観的に著作者としての要件を満たさない者について、著作権が原始的に帰属することはあり得ず、仮に当事者間において、著作者でない者につき著作権が原始的に帰属する旨の合意が成立したとしても、そのような合意の効力を認めることはできない。

3 争点2について（地裁と同じ）

4 争点3について

物の無体物としての面の利用に関しては、著作権法等の知的財産権関係の各法律が、それぞれの知的財産権の発生原因、内容、範囲、消滅原因等を定め、その排他的な使用権の及ぶ範囲、限界を明確にすることにより、その使用権の付与が国民の経済的活動や文化的活動の自由を過度に制約することのないようにしており、そのような上記各法律の趣旨、目的も併せ考慮すれば、控訴人らの主張する「企画、ノウハウ、プログラム、構成及び信用等の総体」が、著作権法上保護されないものでありながら、なお不法行為法上保護に値する利益であるということは到底できない。

【結論】

東京地裁：請求棄却

東京高裁：控訴棄却

【参考】

（争点2につき）

* 最高裁判平成13年6月28日第一小法廷判決「江差追分事件」民集55巻4号837頁

（争点3につき）

* 東京高裁判平成3年12月17日判決「木目化粧紙事件」知的裁判例集23巻3号808頁

* 東京地裁判平成13年5月25日判決「車両データベース事件・中間判決」判時1774号132頁、同平成14年3月28日判決「同・終局判決」判時1793号133頁

* 東京地裁判平成15年1月28日「PIMスケジュール管理ソフト事件」判時1828号121頁

次に、第7番目の裁判例に移ります。これは東京地裁判平成15年11月28日の判決と、その控訴審である東京高裁判平成16年3月31日の2つの判決が出ておりますので、まとめて紹介したいと思います。

事案の概要

「幼児用頭脳開発ドリル事件」と申し上げましたが、本件は、「幼児用頭脳開発ドリル」のシリーズについて、旧シリーズの企画、制作、編集を被告と共同で行った原告らが、その後、被告が独自に新たなドリルシリーズを企画、制作して出版したことに對して、そのドリルシリーズについて共有著作権を有することの確認、著作権侵害を理由とする発行等の差止め及び損害賠償並びに一般不法行為に基づく損害賠償を求めた事案です。

事案は、【事案の概要】1ないし6記載のとおりです。この中で、「当初シリーズ」、「新シリーズ」、「本件シリーズ」と出てきます。具体的にはなかなか示しにくいのですが、別紙6をご覧ください。書籍一覧表というものですが、左端にあるのが「当初シリーズ」、真ん中が「新シリーズ」、そして、右端が、本件で著作権侵害が問題となっております「本件シリーズ」ということです。たとえば、「入学準備 かんじ1」などとありますが、1マスごとに1つの書籍になっているシリーズものです。大事な点は、原告らは、この「本件シリーズ」の制作自体には関与していないという点です。また、【事案の概要】5記載のとおり、この訴訟を起こすにあたって、原告らは、当初シリーズ及び新シリーズの制作に際し、そこに記載されているような具体的なノウハウ（本件ノウハウ）を案出したと主張しました。

主要な争点

争点は、【主要な争点】記載のとおりです。

争点(1)について

この共有著作権の有無についてですが、これはどうということかと申しますと、原告らは、この点について、「本件各書籍は、これに対応する新シリーズの各書籍の改訂版であり、原告らが当初シリーズ及び新シリーズにおいて案出した前記ノウハウが用いられており、それら著作物の根幹をなす部分を創造したのは原告らであるから、原告らに本件各書籍の著作権が認められるべきである」と主張しました。すなわち、先ほど申し上げましたノウハウを、本件シリーズでも使っているのだから、原告らは直接には本件シリーズの制作には関与していなくても、著作権を有するのだ、というような主張です。

この点について、裁判所は、【東京地裁の判断】1記載のとおり判断して、原告らの共有著作権を否定しております。仮に、本件ノウハウ自体が原告らが案出したものであっても、具体的な表現物である書籍の創作に関与していない以上は、著作者とはいえないと判断したものでしょう。

争点1(2)について

問題は、次の争点、すなわち、「合意に基づく共有著作権の有無」です。

この点について、原告らは、「原告と被告らとの間において、平成11年11月ころ、本件シリーズの書籍について、原告らが著作権を有することが合意されているのであるから、原告らは共有著作権を有する」と主張しました。ここでの問題は、客観的に著作者といえない者が、著作者との合意に基づいて、著作権を原始的に取得することができるかという点です。

この点については、まず東京地裁は、【東京地裁の判断】2記載のとおり判断し、「なお書き」としまして、「著作権は、著作者が著作物を創作した時点で直ちに著作者に生じる権利であるから、いまだ著作物が創作されておらず、著作物の内容が具体化される前に、あらかじめ合意によって、著作権の原始的帰属を決定することはできない」と付け加えています。一方、控訴審である東京高裁は、この点について、【東京高裁の判断】2記載のとおり判断しています。東京地裁の判断のなお書きの部分は、「あらかじめ」と断って時間的な前後関係を問題としているように読めますが、高裁はむしろ、事前か事後かを区別せず、そもそも著作権の原始的帰属を当事者間の合意によって決めることはできないということを、端的に判断したように思われます。

争点2について

次に争点2ですが、これは要するに本件各書籍は「翻案」に当たるかということですが、この点について、原告は次のように主張しております。「当初シリーズと新シリーズは、原告らを含む全員が協議して、分野ごとに年齢別のプログラムを作成し、それに基づいて順序立った構成を考え出したのであるから、このような独創的なプログラムに則った構成こそが、本件のような幼児教育用ドリルの著作物については最も重要である。本件シリーズのうちの本件各書籍は、これに対応する新シリーズの各書籍と、そのプログラムに則った構成について類似性を有するから、新シリーズを翻案したものである」。

これに対して、裁判所は、【参考】に掲げました「江差追分事件」最高裁判決が示した「翻案」につい

での判断基準を引用し、「翻案（著作権法27条）とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的な表現に修正、増減、変更を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいい、著作権法は、思想又は感情の創作的な表現を保護するものであるから、既存の著作物に依拠して創作された著作物が思想・感情、若しくはアイデア、事実、事件、若しくは素材など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案に当たらないと解するのが相当である」という一般論を述べております。

この一般的な判断基準を、例えばその一例として【東京地裁の判断】3に記載したように具体的に適用して、結果的には本件各書籍がそれに対応する新シリーズの書籍を翻案したものとは認めませんでした。ちなみに、3(2)のところに、「原告らが主張する本件ノウハウは、本件シリーズを制作するにあたって利用されたアイデアであって、表現それ自体ではないから、この点が類似していても翻案には当たらない」と言って、念押し的にノウハウ自体が同じでも、それは翻案に当たらないと判断しております。また、上記一般的な基準の中で、「表現それ自体ではない部分」に「素材」という概念を付け加え、具体的判断において、絵の素材が異なること、同一であっても素材は表現それ自体とはいえないと判断した点が新しい点ではないかと思えます。

争点3について

最後に、争点3ですが、不法行為の成否について判断したものです。この不法行為の点について、原告らは、「被告が本件各書籍を許諾なく出版したことは、法的保護を受けるべき財産的価値としての企画、ノウハウ、プログラム、構成及び信用等の総体を侵害するものとして、不法行為を構成する」と主張しましたが、裁判所は結果的には、【東京地裁の判断】4記載のとおり判断して、不法行為の成立を否定しております。

この説示は、前にお話した「車両データベース事件」型、あるいは特段の事情型とは、ちょっと説示の仕方が違ってあります。それは、原告の不法行為に関する主張がわかりにくいものであったことにも起因をしていると思いますが、著作権侵害が否定されるようなものについて、一般不法行為が成立する余地は非常に狭いということが強調されているのではないかと思います。

それを受けた関係もあると思いますが、この点につ

いて、東京高裁は、【東京高裁の判断】4記載のとおり判断しております。じつは、この説示部分は、いわゆる競走馬のパブリシティ権に関する最高裁平成16年2月13日第二小法廷判決「ギャロップレーサー事件」において、競走馬の名称について、競走馬の所有者に対し排他的な使用権を認めることはできないと判示したとき用いた一般論と同じ論法を踏襲した形になっており、極めて興味深いところです。

東京高裁のいわんとするところは、原告が主張したその「企画、ノウハウ、プログラム、構成及び信用等の総体」というあいまいなものが1つの権利として確立されて、それが損害賠償の根拠になったりすることはないということだと思いますが、従前の先ほど申し上げました「車両データベース事件」型とか、特段の事情型を基準にしている事件から見ると、若干、不法行為の成立する余地が狭くなったのかなというような印象を受けます。この点は、これからこういう同種の事件が登場した際には、大いに参考になる判断基準ではないかと思っております。

8

東京地裁平成16年5月31日判決
「XO醬男と杏仁女事件」

【事案の概要】

本件は、中国の詩人である原告が、日本において小説を執筆した小説家と同小説を出版した出版社に対し、同小説とその出版は、原告が有する詩の著作権（翻訳権）及び著作者人格権を侵害するとして、同小説の印刷、頒布等の差止及び損害賠償を請求した事案である。

1 原告は、中華人民共和国出身の著名な詩人である（ただし、本件訴訟提起後死亡したため、その相続人が受継した）。

原告は、本件で問題となった9編の中国語の詩（本件詩）を創作し、本件詩を含む121点を集めた「南国文学ノート」という詩集（本件詩集）を中国の出版社から出版していた。

2 被告小説家は、「XO醬男と杏仁女」というタイトルの小説（被告小説）を執筆し、被告出版社が我が国においてこれを出版した。

3 被告小説は、中国出身の女性の主人公が「古林」という名の同郷の中国人男性と東京で出会ってから別れるまでの過程を描いたモデル小説であり、主人公の女性は被告小説家自身を、「古林」は原告の弟をそれぞれモデルにしている。

4 本件小説の中には、本件詩の翻訳文（本件翻訳文）が掲載されている（別紙7参照）。

5 本件小説には、本件詩の作者として「古林」の兄である「古森」が登場する。

【主要な争点】

1 著作権及び著作者人格権侵害を理由とする差止及び損害賠償請求の準拠法

2 本件小説において本件詩の翻訳文を掲載したことが著作権法32条1項の「引用」にあたるか

3 本件翻訳文は、原告の著作者人格権を侵害するか

(1) 氏名表示権侵害の成否

(2) 同一性保持権侵害の成否

【裁判所の判断】

1 争点1について（準拠法を我が国の法律とした）

(1) 我が国及び中国は、ベルヌ条約の同盟国であるところ、本件詩は、中国人である原告が著作者であり、中国において最初に発行された著作物であるから、中国を本国とし、中国の法令の定めるところにより保護されるとともに、著作権法6条3号及びベルヌ条約5条1)により、我が国の著作権法による保護を受ける。

(2) 著作権に基づく差止請求の法的性質は著作権を保全するための救済方法であり、また、著作者の死後における人格的利益の保護のための差止請求の法的性質は著作者の権利を保全するための救済方法であるから、それらの準拠法については、前者はベルヌ条約5条2)により、後者はベルヌ条約6条の2)3)により、保護が要求される国の定めるところによる。本件において「保護が要求される国」は我が国であるから、我が国の法律を準拠法とすべきである。

(3) 著作権を理由とする損害賠償請求及び著作者人格権を理由とする損害賠償請求の法的性質は不法行為であるから、その準拠法は法例11条1項によるべきであるところ、同条項にいう「原因タル事実ノ発生シタル地」は、被告小説の印刷頒布行為が行われたのが我が国であること等から、我が国と解すべきである。

2 争点2について（「引用」を否定した）

利用されたのは中国語で書かれた本件詩9編全文であり、これが日本語に翻訳され、利用したのは日本語で書かれたモデル小説であること、

本件詩の翻訳は、表現形式上は、被告小説の本文と区別して行間をあけた上、本文と異なる字体で記載され、被告小説の巻末に、利用された本件詩の出所が明示されているが、本件詩の一部においては題号が巻末以外には掲載されていないし、題号が掲載されているものも本文中に記載されており、本件詩と同じ位置に同じ字体で記載されているわけではないこと

本件詩は、被告小説において、主人公が「南国文学ノート」と題された詩集に収録されている詩を読むという設定の下に主人公の心情を描写するために利用されたものと、本文中には何の出典もなく単に主人公の心情を描写するために利用されたものがあるが、いずれも本文中のストーリーの一部を構成していること、

被告小説における本件詩の利用目的は、それを批評したり研究したりするためではなく、本文中において、ある場面における主人公の心情を描写するためであること

これらの事情に、当該場面において当該心情を描写するために必ずしも本件詩を利用する以外の方法がないわけではないことを考慮すれば、本件においてその引用が公正な慣行に合致し、かつ、引用の目的上正当な範囲内で行われたものということとはできず、被告小説における本件詩の利用は、著作権法32条1項所定の引用に当たるとはできない。

3 争点3(1)について（氏名表示権侵害を否定）

被告小説の末尾に出典が明示され、本件詩の著作者が原告であることが表示されているのであるから、著作者の氏名を表示していないとはいえない。

4 争点3(2)について（同一性保持権侵害を肯定）

(1) 題号の切除について

本件小説では、本件詩のうち、5つの詩について、題号を切除してその全文が使用されている。被告小説家の上記行為は、本件詩の題号について原告の有していた権

利を侵害する。

(2) 翻訳による表現の改変について

被告小説家は、著作者である原告の許諾を得ることなく、本件詩を翻訳した。しかも、本件の訳文のうち、以下のイないしキの箇所は、客観的にみて誤訳であるか、または翻訳すべき語を翻訳していないものであるか、若しくは意識の範囲を超えているものであって、これらはいずれも意に反する改変といわざるを得ないから、本件詩について原告が有していた同一性保持権を侵害するものである。

【結論】

著作権侵害について、許諾の事実を認めず、引用にも当たらないとして、差止及び損害賠償の一部を認容。また、著作者人格権侵害についても、同一性保持権侵害を認め、差止及び損害賠償の一部を認容したが、名誉回復請求は棄却した。

【参考】

(争点1につき)

* 最高裁判平成14年9月26日第一小法廷判決「FM信号復調装置事件」民集56巻7号1551頁

(争点2につき)

* 最高裁判昭和55年3月28日第三小法廷判決「パロディー事件」民集34巻3号244頁

最後になりましたが、第8番目の裁判例に移りたいと思います。最後の事件は、東京地裁平成16年5月31日判決「XO醬男と杏仁女事件」です。

事案の概要

本件は、中国の詩人である原告が、日本において小説を執筆した小説家と同小説を出版した出版社に対し、同小説とその出版は、原告が有する詩の著作権(翻訳権)及び著作者人格権を侵害するとして、同小説の印刷、頒布等の差止め及び損害賠償を求めた事案です。

事案は、【事案の概要】1ないし5記載のとおりです。

ここで特徴的なのは、原告は中国に住む中国の詩人であって、侵害されたという著作物は中国において中国語で出版されたものであり、それを日本において日本語に翻訳して小説に引用したという点です。

別紙7をご覧ください。左側に掲げてある「初春」は、本件で問題となった9編の中国語の詩の1つを例として取り上げたものです。右側にある日本語のうち右手にあるのが被告が小説に引用した詩です。左手にあるのは左側の中国の詩を、いわば直訳した場合の翻訳文ということになっています。

主要な争点

本件の争点ですが、まず【主要な争点】1記載のとおり、著作権及び著作者人格権侵害を理由とする差止請求及び損害賠償請求の準拠法ということが問題になりました。すなわち、本件は、中国在住の中国人が中国における著作物に基づいて、我が国で著作され出版

された書籍に対して差止等を求めた事例であり、このような場合の準拠法は中国法か日本法かという問題です。ただ、問題になったといっても実際にはこれが争点になったわけではございませんで、いわば国際裁判管轄と準拠法の問題ですので、当事者は主張しておりませんでした。裁判所が職権で判断したということです。

この点、裁判所は、【裁判所の判断】1及び2記載のとおり、この事案の準拠法については、わが国の法律である著作権法を適用すると判断しました。著作権法6条によると、日本国民の著作物ではなく、かつ最初に国内において発行された著作物でもない著作物に関しては、原則としてわが国の著作権法による保護を受けることができないこととなりますが、同条3号により、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物については、著作権法の保護の対象となります。したがって、この問題は、結局は、ベルヌ条約の解釈如何ということになるかと思えます。いろいろ難しい問題があるのですが、準拠法を確定するという点につきましては、本件のような国際的な著作権侵害訴訟において、準拠法をどのように定めるかという点に関する裁判例はなかなか見当りません。ですから、本判決は、そういう意味では新しい判断を示した事例といえるのではないかと思います。ただし、その判断の基本的な枠組みは、【参考】に掲げました特許権侵害訴訟の最高裁判決であります「FM信号復調装置事件」の判断の手法と同様であるということが特徴的な点だと思えます。

争点2について

問題は、本件小説に記載された本件翻訳文が32条1項の「引用」に当たるかということですが、この点について、被告は、「引用する側の著作物の表現上、他の代替措置によることができないという必然性があること、必要最小限度の引用にとどまっていること、著作権者に与える経済的な不利益が僅少なものととまることの3つの要件を充足すれば適法引用になる。」と主張しております。具体的に説明するのは難しいのですが、要するにこれは小説でして、本文は普通の小説のようにわりと大きな活字体で書いてありますが、問題となった本件詩の翻訳文は、いわば主人公である女性の心情を詩にして表しているというようなスタイルを取って、その詩を、本文と異なる字体で活字ポイントを少し小さくして、本文のところどころにちりばめたように配置して、それらの詩が本文中のストーリーの一部を構成しているという体裁になっているわけです。

この点について、裁判所は、【裁判所の判断】2記載

のとおり、引用を否定しました。先ほどもお話しした「パロディー事件」最高裁判決が示す「引用」の判断基準を具体的に適用した結果の判断といえると思います。

争点3について

争点3について、若干説明させていただきます。争点3は、この本件翻訳文が、原告の著作者人格権を侵害するかという点について、氏名表示権侵害と同一性保持権侵害が問題になったものです。

まず、氏名表示権について、裁判所は、【裁判所の判断】3記載のとおり判断しました。それぞれの詩には出所は明記されていないのですが、この本の最後に出典が明記されているので、氏名表示権侵害はないと判断したものです。

次に、同一性保持権侵害について、まず、題号の切除についてですが、この点について、裁判所は、【裁判所の判断】4(1)記載のとおり、一部題号を切除して全文が使用されているものがあるということで、権利を侵害すると判断しております。この点、被告は、題号の切除は被告小説の主人公の心情描写に必要な範囲において詩を引用したという目的に照らしてやむを得ない改変であると主張して、著作権法20条2項4号の適用を主張しましたが、本判決は、同項4号にいう「やむを得ないと認められる改変」に該当するためには、著作物の性質、利用の目的及び態様に照らし、当該著作物の改変につき、同項1号ないし3号に掲げられた例外的場合と同程度の必要性の存在を要するところ、本件ではそのような必要性を認めることはできな

いと判断しています。

次に、大きな問題は、「翻訳による表現の改変」についてですが、別紙7で掲げてありますように、左手の直訳文と右手の本件翻訳文とを比較していただくとわかりますように、被告小説に使用された本件翻訳文には、一見して明らかな意識が数点存在します。

これが、意識なのか誤訳なのかという点にも争いはあるのですが、裁判所は、例えば、この初春については、「深藏」及び「穿行」に関する翻訳は、意識の範囲内ということとはできないとし、【裁判所の判断】4(2)記載のとおり判断して、同一性保持権侵害を認めました。

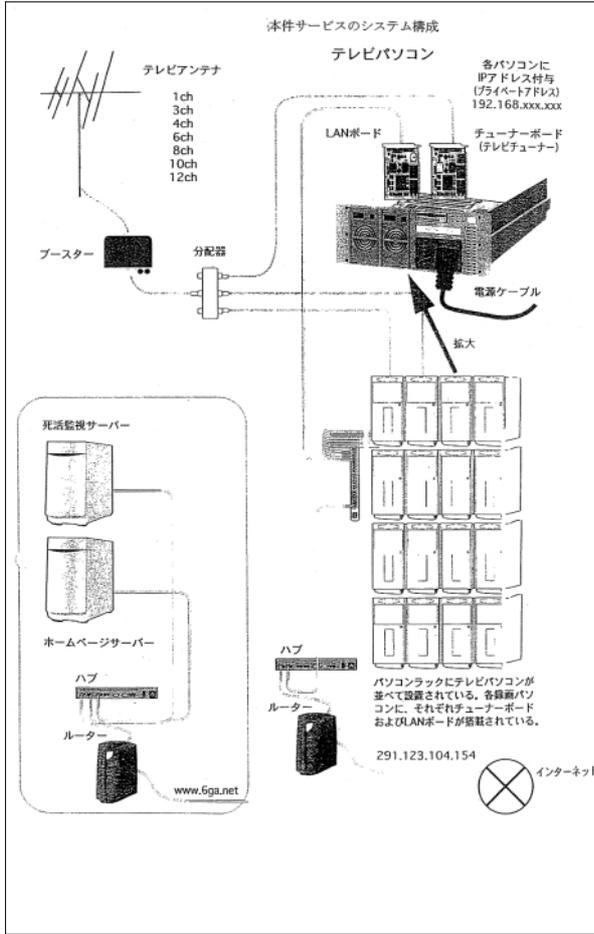
このように、外国の文章を翻訳して転載する際において、どこまでの意識が許されるのか、誤訳は当然ですけれども、どのような意識が同一性保持権侵害になるのかという点は大変難しい問題だと思えますが、本判決はそれを判断した1事例として大変興味深い事例ではないかと思って紹介いたしました。

最後に

最後のほうは急いでしまい、尻切れトンボのようになってしまいましたので申しわけありませんでした。時間がまいりましたので、この辺で私の著作権判例の紹介は終わらせていただきます。わかりにくい点、聞きとりにくい点がたくさんあったと思いますが、長時間、ご清聴いただきまして、大変ありがとうございました。



別紙1



別紙2

原告本体画面 (ProLesWeb)

件数	食料品	数量	お名前	住所	日付	MrKey
1	フレッシュヨー	1	田中 名古屋	03/04/05	¥1.00	
2	アットホームE	2	マイクロン 東京都豊島区	03/04/05	¥2.00	

被告本体画面 (Webcel 8)

行次	食料品	数量	お名前	住所	日付	webcelid
1	フレッシュヨー	1	田中 名古屋	03/04/05	¥1.00	
2	アットホーム-2	2	マイクロン 東京都	2003/04/2		

別紙3

かもめ話し方スクール

03(3)575-0000

ネットCHECK 22222

話す力を身につける

3ヶ月×7回 基礎科

1ヶ月×4回 アナウンス応用科

SCHOOL DATA

①スクールの名 ②住所 ③最寄駅 ④スクール便利ポイント ⑤カプセル ⑥特徴アイコン・⑦得情報アイコン ⑧コース名 ⑨日時・費用 ⑩割引マーク ⑪コース内容 ⑫スクール情報 ⑬地図 ⑭交通案内

別紙6 書籍一覧表

多湖輝の頭脳開発シリーズ (当初シリーズ)	多湖輝の頭脳開発シリーズ (新シリーズ)	多湖輝の新頭脳開発シリーズ (本件シリーズ)
入学準備 かんじ1	入学準備 新かんじ	5~6歳 かんじ
入学準備 かんじ2		
入学準備 かずととけい	入学準備 新かずととけい	5~6歳 とけい
2歳 めいろあそび	2歳 新めいろおけいこ	2歳 めいろ
3歳 めいろあそび	3歳 新めいろおけいこ	3歳 めいろ
4歳 めいろあそび	4歳 新めいろおけいこ	4歳 めいろ
5歳 めいろあそび	5歳 新めいろおけいこ	5歳 めいろ
	6歳 新めいろおけいこ	6歳 めいろ
3歳 切り絵あそび	3歳 新きりえこうさく	3歳 きりえ
4歳 切り絵あそび	4歳 新きりえこうさく	4歳 きりえ
5歳 切り絵あそび	5歳 新きりえこうさく	5歳 きりえ
	2歳 新ひらがなおけいこ	2歳 ひらがな
3歳 ひらがなおけいこ	3歳 新ひらがなおけいこ	3歳 ひらがな
4歳 ひらがなおけいこ	4歳 新ひらがなおけいこ	4歳 ひらがな
5歳 ひらがなおけいこ	5歳 新ひらがなおけいこ	5歳 ひらがな
		6歳 ひらがな
	2歳 新かずおけいこ	2歳 かず
3歳 かずおけいこ	3歳 新かずおけいこ	3歳 かず
4歳 かずおけいこ	4歳 新かずおけいこ	4歳 かず
5歳 かずおけいこ	5歳 新かずおけいこ	5歳 かず
		6歳 かず

別紙7

初春	(本件詩) 初春	
刚刚步入初春的气息 深藏的爱意已被层层唤醒 美丽的惆怅纷至沓来 泪水潮湿了二月的风景 岁月是一支宁静的歌曲 在彩色的雨滴里缓缓穿行 往日的时光宛若花雨 悄悄地覆盖我多梦的年龄	いま初春の息吹のなかに入った 深く秘めた愛の思いがだんだん呼び覚 まされる 美しくそしてふさいだ気分が次々とや ってくる 涙が2月の風景を湿らす 歳月は穏やかな歌だ 色とりどりの雨しずくの中をゆっくり 通り抜ける 昔の日々はまるで花の雨のように こっそり私の夢多い年齢を覆い隠す	やっと春の息吹が静かにやって来て 深く冬眠した愛が少しづつ目を覚ます 美しい心痛がしきりに押し寄せ 涙が二月の風景を濡らしていく 月日はバラードの歌のように 色とりどりの雨の中をいったりきたり 昔の日々は花の雨のように こっそりと私の夢多い年を埋めていく